

岩手県知事 達増 拓也 殿

**2026年度
岩手県予算に関する申し入れ**

2025年12月8日

日本共産党岩手県委員会

委員長 菅原 則勝

県議会議員 齋藤 信

高田 一郎

2026年度岩手県予算に関する申し入れ

7月の参議院選挙で国民の厳しい審判を受けた自民党は、公明党からも連立の解消を突き付けられ深刻な行き詰まりに追い詰められました。日本維新の会と連立を組み高市新政権が発足しました。自民党よりも右の日本維新の会の政策を丸呑みした連立政権は、憲法9条の改憲、大軍拡、医療費4兆円削減などの社会保障切り捨てをめざす戦後最悪の悪政を進めようとしています。

高市首相は10月24日の所信表明演説で、参院選での公約にもなかった「防衛費のGDP比2%を今年度中に前倒しで達成する。安保3文書の改定をめざす」と表明し、10月28日のトランプ大統領との日米首脳会談で「大軍拡」を対米公約しました。11月7日の衆院予算委員会では、「台湾有事は日本にとって存立危機事態になりえる」と発言し、深刻な国際問題となっています。高市発言は撤回すべきです。「非核三原則の見直し」を示唆するなど高市政権の危険性が明らかとなっています。

11月28日閣議決定された補正予算は、歳出総額が18兆3034億円で、コロナ対策を除けば東日本大震災時を超える過去最大規模となりました。経済対策の関連経費は17兆7028億円ですが、物価高騰対策は、重点支援地方交付金は増やされたものの、高校生以下の子ども一人当たり2万円の給付など物価高騰対策としては一時しのぎに過ぎません。危機管理投資・成長投資に約6.4兆円が計上されていますが、特定の大企業への奉仕となるものです。異常で重大なことは、「防衛力・外交力強化」に約1.7兆円計上されていることです。防衛力の強化が経済対策の柱として掲げられるのは初めてのことです。

補正予算の財源は11.6兆円の国債の追加発行で賄います。財政悪化を懸念して、円安や長期金利の上昇が進んでいます。大規模な経済対策の方針が報じられた20日には、一時1ドル=157円を付け、10か月ぶりの円安水準となりました。円安の進行はさらなる物価高を招きます。

大軍拡と大企業支援のバラマキを転換し、国民の暮らしと経済を支える対策こそ必要です。

県民の暮らしと安全を守るうえで、いま緊急に求められている課題は、ツキノワグマの出没から県民の命と安全、暮らしと営業を守ることです。災害並みの緊急対策が必要です。

4月から10月までのツキノワグマの出没件数は7608件と一昨年(23年)大量出没した5877件を大幅に上回っています。特に10月は3084件と急増し、11月も継続して出没しています。人身被害は11月12日現在36件37人、死者は5人と全国で最多となっています。盛岡市をはじめ市街地に出没しているのが特徴で、県民の日常の生活と営業が脅かされています。

緊急に求められていることは、クマ出没状況をリアルタイムで地域住民に伝わるような体制を構築することです。クマ出没の経路を突き止め、出没の防止と捕獲の対策を強化すること。クマの移動の経路となっている中津川、北上川、零石川等の河川敷のやぶ等を緊急に伐採すること。緊急銃猟の体制を確立するとともに、ハンターの待遇を抜本的に改善すること。異常事態に対応する県、市町村の体制を災害対応並みに強化することが求められています。

引き続き、物価上昇から県民の暮らしと営業を守る課題は緊急で重要な課題です。物価上昇を上回る賃上げの実現はその中心的課題です。県内の労働者の 89%を占める中小企業の賃上げが重要ですが、そのカギは中小企業の賃上げへの直接支援です。全国に先駆けて実施した中小企業の賃上げを支援する「物価高騰対策賃上げ支援金」第 2 弾は、申請 2942 件、対象人員 29345 人、17 億 6070 万円と、第 1 弾の取り組みを大幅に超える実績となっています。最低賃金が 79 円引き上げられ 1031 円と大幅に引き上げられたことで、県が「物価高騰対策賃上げ支援金」第 3 弾を事業費 27 億円と拡充して打ち出したことは高く評価できるものです。同時に、国として社会保険料の軽減など中小企業の賃上げに対する恒常的な直接支援を実現することが必要です。

県立病院が昨年度 71 億円の赤字となったことは重大です。その要因は、医療資材・医療機械等の高騰、人事委員会の勧告に基づく賃上げなどが診療報酬で対応されていないこと、消費税の負担などです。全国自治体病院協議会の調査では、約 9 割が経常収支の赤字、特に病床規模の大きい高度医療・急性期病院において赤字額が著しく増加していると指摘されています。厚労省の「医療経済実態調査」結果では、一般病院の 72.7%が赤字となっています。

医療危機打開のためには、国の補正予算で緊急対策を講じるとともに、診療報酬の抜本的な引き上げが必要です。

昨年度、県内で 193 介護事業所が休廃止となりました。今年度も 8 月までに 80 事業所が休廃止となっています。介護危機打開も県民の命と健康にかかわる緊急課題です。緊急対策と国庫負担の増加による介護報酬の引き上げが必要です。医療・福祉分野の 940 万人の労働者の賃上げは、ケア労働者的人材確保とともに地域経済にとっても大きな力となるものです。

コメ不足とコメ価格の高騰問題は、減反と米価の下落を農家に押し付けてきた自民党農政の破綻を示すものでした。石破政権で増産に転じたものの、高市政権はわずか 3 カ月で減反と農家への自己責任を押し付ける従来の農政に逆戻りしました。2025 農林業センサスによると、本県の基幹的農業従事者は 3 万 2562 人で、5 年間で 26.8%、1 万 1896 人減少しています。農業危機を打開する農政の抜本的転換が求められています。

東日本大震災津波から 14 年 9 ヶ月が経過します。来年の 3 月 11 日で 15 年を迎えます。被災者の心のケアの課題や困難を抱える被災者の生活再建への支援、災害公営住宅でのコミュニティの確立など引き続き対策の強化が求められています。「震災・大不漁・コロナ禍・物価高騰」と四重苦に直面している漁業・水産加工業の再建の課題も正念場を迎えています。復興の現状と教訓を国内外に発信する 15 周年を記念した取り組みが求められています。

以上の立場から、ツキノワグマ緊急対策、物価高騰から暮らしと営業を守る取り組みをさらに強化すること。国の経済対策に呼応して年内にも補正予算を編成するなど緊急の対策を講じること。インフルエンザの急拡大と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組み、県民の命と暮らしを守る取り組みを強化すること。15 周年を迎える東日本大震災津波からの復興、とりわけ被災者の命と暮らしを守る生活再建と生業の再生に引き続き取り組むことなど、以下の項目について十分勘案し、2026 年度岩手県予算編成に取り組まれるよう申し入れます。

【第一部】 ツキノワグマの出没から県民の命と安全を守る緊急対策について ★

ツキノワグマの出没が県内各地で、市街地を含め相次いでいます。4月から10月までの県内の出没件数は7608件、うち10月は3084件と急増し、11月も増加傾向が続いています。人身被害は11月20日現在で36件37人、うち死者が5人と全国(13人)最多となっています。県民の命と安全が脅かされる異常事態となっており、日常生活と飲食業や宿泊業などの営業にも影響が出ています。

野生動物管理学が専門の山内貴義岩手大学農学部准教授は、「今年は、出没するクマの数や行動が度を越している」「クマについて、今年はこれまでの経験や常識が通用しないことを肝に銘じてほしい」「人家の近くに出た個体は、被害が出る前に捕獲することも必要になる」「クマの数や生態を明らかにする調査も進める必要がある」(11月6・8日 河北新報)と指摘しています。

連日のクマの出没によって県民の命と安全、日常生活が脅かされている事態は、まさに災害に匹敵する状況です。災害対応並みに県民の命と安全、日常生活を取り戻す緊急で抜本的な対策を講じること。クマの精密な個体数の調査と管理計画を作成し、クマとの共生を目指す中長期的な取り組みを進めることができます。

1、クマの出没状況をリアルタイムで地域住民に情報提供し、安全確保対策を強化すること

- (1)クマの出没状況について、市町村が警察とも連携し、リアルタイムで学校、保育施設等とともに地域住民・町内会等に情報を提供し、安全確保対策が講じられるようにすること。
- (2)クマ出没時の児童生徒の送迎に、保護者の協力とともにタクシーやスクールバスの活用を進めること。
- (3)学校・保育園・障がい者施設等にクマスプレーを配備し、児童生徒にクマ鈴を配布するなどの対策を講じること。クマ対策の学習と訓練を実施すること。
- (4)クマ出没地域におけるパトロールと広報活動を強化すること。

2、人の生活圏に出没したクマについては積極的に捕獲し、県民の命と安全を守ること

- (1)人の生活圏、市街地等に出没しているクマについては、出没・移動経路を把握するとともに、被害が出る前に積極的に捕獲すること。
- (2)緊急銃猟の体制を早急に確立し、市町村、猟友会、警察等との連携を強化すること。ハンターに対する報酬(出動手当、捕獲報酬等)を抜本的に改善し身分、待遇を明確にすること。花巻市の取り組みを参考に県統一基準を定めるなど市町村格差を是正すること。
- (3)吹き矢による麻醉捕獲者の早期養成と麻醉銃を使用できる捕獲者を養成すること。
- (4)有害鳥獣被害対策実施隊の待遇改善(報酬、出動手当、捕獲手当)を図ること。
- (5)クマの出没地域・移動経路に箱わなを積極的に設置するとともに、AIカメラ、センサーカメラを配備すること。わな遠隔監視システムを拡充・強化すること。
- (6)クマの移動経路となっている河川のやぶ等の伐採を緊急に実施すること。国管理の河川については国に強く実施を要請すること。

- (7) クマを誘因する柿や栗等の伐採を推進すること。そのための助成を行うこと。
- (8) クマ出没地域等で積極的に電気柵を設置し、草刈等の実施を推進すること。監視体制を強化すること。
- (9) クマの個体数が大幅に増加していると予想されることから、地域ごとに精密な個体数調査を行い、ツキノワグマの管理計画を見直すとともに、緊急の個体管理の対策を講じること。

3、災害並みの異常事態に対応する県、市町村の体制の強化を図ること

- (1) 県の「ツキノワグマ緊急対策チーム」を拡充し、秋田県の「ツキノワグマ被害対策支援センター」の取り組みを参考に、市町村等からの相談に専門職員が対応し、助言や現地指導が行えるようにすること。
- (2) ガバメントハンターの確保、クマ対策の専門職員の配置など県のクマ対策の体制を強化すること。
- (3) すべての市町村で「クマ出没対応マニュアル」を作成し、訓練等を実施するとともに、クマ対策の専任職員の配置に取り組むこと。

4、人とクマとのすみ分け、共生を図る取り組みの強化を

- (1) 全県のクマ生息個体数推計のための大規模ヘアトラップ調査(R6～R7)、小規模ヘアトラップ調査(花巻市、遠野市)の結果を踏まえ、個体数の管理の捕獲に取り組むこと。
- (2) 人とクマのすみ分けを図るため、主要生息地域、緩衝地域、防除地域、排除地域の地域区分(ゾーニング)管理の導入を図ること。
- (3) 全国の先進事例となっている盛岡市猪去地区の官民学協働のツキノワグマ防除活動の取り組みの普及を図ること。

5、災害並みの異常事態に対応した対策の財源措置と影響を受けている事業者への支援を

- (1) クマ出没による飲食業や宿泊業等の影響を調査し、必要な支援策を講じること。
- (2) 国のツキノワグマ対策の補正予算(34億円)の早期交付を求めるとともに、交付金待ちにならず予備費や財政調整基金等を活用し機敏に、スピーディーに必要な対策を講じること。
- (3) 指定管理鳥獣対策交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金の大幅な増額と上限額、補助率の見直しを求める。
- (4) 「いわての森林づくり県民税」を積極的に活用し、緩衝帯づくり等に積極的に活用すること。

【第二部】物価高騰から暮らしと営業を守り、地域経済を立て直し、新型コロナ感染の拡大から県民の命と健康を守る取り組みの強化を

急激な物価高騰が県民の暮らしと営業に大きな打撃を与えています。労働者の実質賃金は3年連続でマイナスとなっており、今年も9カ月連続でマイナスです。県内の倒産件数は昨年度76件で大震災以降で最多、今年は1~8月までに54件となっています。休廃業・解散は354件に及びます。

高市政権の総合経済対策と補正予算(18.3兆円)は、物価高騰がすべての分野で起きているのに、電気・ガス料金の抑制、ガソリン減税、高校生以下の子どもに2万円など、部分的・一時的対策に終始しています。暮らしを守る柱がありません。7月の参議院選挙では物価高騰対策の最大の焦点となったのは消費税減税でした。国民の審判が下ったにもかかわらず、消費税減税に背を向けていることは重大です。全ての野党が消費税減税・廃止を公約しており、公約の実現に取り組むべきです。

一方で危機管理投資の名目で一部の大企業に対するバラマキ、防衛費の増額を経済対策の柱に据えて、今年度中にGDP比2%(11兆円)の大軍拡を前倒しで推進するものとなっていることは異常で重大です。その財源も11.6兆円(63%)は国債の発行に頼るもので、大軍拡が平和も暮らしも財政もゆがめるものとなっています。

物価高騰から国民の暮らしを守る最も効果的な対策は消費税の減税です。539兆円(23年度)を超える内部留保をため込んでいる大企業に年間11兆円の減税を見直し、富裕層への減税を見直せば消費税5%の減税は可能です。労働者の実質賃金の引き上げのためには、低下している大企業の労働分配率(38.1%)を引き上げ、労働者と中小企業に利益を還元することです。

いま必要なことは、政治の責任で物価上昇を上回る賃上げを実現することです。この間に積み増した大企業の内部留保に課税し、10兆円規模で中小企業を支援して、最低賃金を早急に時給1500円に引き上げることです。

県が実施している「物価高騰に伴う事業者調査」(25年8月)では、「エネルギー価格・物価高騰による影響が継続している」との回答が87.2%で、「売り上げの減少」が33.3%、「利益率の低下」が59.8%と深刻な状況です。価格転嫁について「価格引き上げ(転嫁)を実現した」が16.5%、「価格引き上げ(転嫁)を一部実現した」が53.3%となっていますが、その実態は「10%未満」が34.8%、「10~30%未満」が37.8%となっており、72.6%が30%未満にとどまっています。経営課題については、「原料・資材高騰への対応」が50.8%、「人材確保」と「価格転嫁」が47.1%、「賃金の引き上げ」が44.9%となっています。

ゼロゼロ融資等の融資実績は12110件、1944億円余となっており、8月末現在の残高は6486件、621億2737万円余となっています。伴走支援資金の保証承諾実績は2907件742億1349万円(8月末時点)となっています。「中小企業を倒産させない」の立場で直接的な支援と融資対策等を強化することが必要です。

全国に先駆けて実施した中小企業の賃上げを直接支援する「物価高騰対策賃上げ支援金」(第2弾)は、12月4日現在で申請が2944事業者、17億6058万円、29343人となりました。第1弾を大幅に上回る中小企業の賃上げを支援する実績となっています。第3弾の賃上げ支援金は事業27億円とさらに拡充されたものとなっていることは高く評価できるものです。生活困窮者を対象に福祉灯油を1世帯7000円にして全市町村で5年連続で実施することは積極的なものです。

国の経済対策に呼応して、交通・運輸関係や医療・介護施設等への支援、酪農畜産農家への支援等を含め、昨年を上回る物価高騰対策をできるだけ早く打ち出すべきです。

新型コロナによる感染拡大は、23年5月8日から5類に移行し全数把握をやめ定点報告となりました。しかし、24年の新型コロナによる死者は560人と最多となりました。今年1月から4月末までの死者は216人となっており、新型コロナの感染拡大は軽視できない課題となっています。

第47週(11月17~23日)のインフルエンザの発生動向は、83.43(県央163.75)で警報基準の2.8倍と、記録が残る1981年夏以降で最多の感染拡大となっています。県内21の学校が休業措置となり、今季の累計では321件となっています。感染拡大の状況を正しく情報発信し、感染状況に応じた感染防止対策を講じることが求められています。

1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の拡充で地域経済を立て直す

(1)参院選での国民の審判を踏まえ、消費税5%減税とインボイスの中止を実現すること ★

(2)県民の暮らしを守る緊急対策の継続実施を

- ① 一人暮らし家庭や低所得世帯に対する支援を行うこと。
- ② 福祉灯油の助成は灯油価格の動向を踏まえ継続実施すること。
- ③ 県立学校の給食費の値上げを抑え、特別支援学校では完全無償化をめざすこと。中学校の給食費無償化をめざし、千葉県が実施している第3子以降の給食費の無償化をめざすこと。
- ④ 生活と営業に大きな影響を与えている電気料金、ガソリン・ガス等燃料費の値上げを抑えるよう国に強く求めるとともに、県としての支援策を講じること。
- ⑤ 毎年猛暑が続く中で、高齢者、低所得者世帯に対し、エアコンの購入・設置費用への補助を行うこと。山田町・宮古市、平泉町では独自の補助制度で大きな成果を上げています。

(3)医療施設、社会福祉施設等の電気代・燃料費等の物価高騰分への支援を行うこと

- ① 物価高騰に見合う賃上げと経営が維持されるよう国の緊急対策を求める。国の負担を増やし診療報酬、介護報酬等の大幅な引き上げを強く求める。
- ② 診療報酬、介護報酬の動向を踏まえ、医療施設、社会福祉施設等への物価高騰分への支援を継続実施すること。

(4)中小・小規模企業に対する総合的な物価高騰対策を実施すること

- ① 「物価高騰対策賃上げ支援金」は、補助単価、対象人数の上限を引き上げるなど拡充して継続実施すること。「中小企業等賃上げ環境整備支援事業費補助」を拡充するとともに、経営革新計画作成への支援など賃上げができる取り組みへの支援を強化すること。

- ② 赤字の事業者も対象となる中小企業等事業継続緊急支援金給付事業は復活すること。
- ③ コロナ対応融資(ゼロゼロ融資)を「別枠債務」として、事業継続に必要な新規融資が受けられるようにすること。「中小企業経営安定資金」の「経営力強化対策」枠の活用を進め伴走型支援を強化すること。
- ④ 中小企業再生・再チャレンジ支援事業を継続・拡充すること。
- ⑤ 中小・小規模企業の資材高、賃上げ等に対応する価格転嫁ができるよう、関係機関と連携して取り組むこと。
- ⑥ 官公需の中小企業への発注比率を高めること。少額随意契約等の制度を積極的に活用すること。
- ⑦ 中小・小規模企業のGX・DXへの対応など伴走型支援を強化するために、商工団体の経営指導員の増員を図り体制を強化すること。事業承継の取り組みを強化すること。

(5)コメ不足・コメ価格高騰対策、酪農・畜産危機打開、農林水産業の物価高騰対策の強化について

- ① コメ不足・コメ価格高騰問題の教訓は、ゆとりあるコメの生産に転換することです。そのためにコメの生産基盤を強化し、再生産可能な価格保障・所得補償を実現するよう国に求めるこ。コメの需給に国が責任を持ち、コメが余ったら政府が買い上げ、コメの生産費が上がっても安価な価格で供給できるよう制度の確立を図ること。
- ② 配合飼料の高騰前の価格と現在の価格との差額を全額公費で補填するよう国に強く求めるこ。県としての今年度の支援を緊急に実施すること。
- ③ 畜産クラスター事業を利用し、資金の償還が迫っている農家に対して、据え置き期間を延長するなど柔軟な対応を強く金融機関に求めること。
- ④ 輸入飼料に依存しない自給飼料型の酪農経営を支援すること。そのために、水田、畑、採草地への直接支払い交付金を維持、拡充すること。
- ⑤ 生産費を保障する価格転嫁を進め、乳製品の政府備蓄など、国が牛乳の需給調整に責任を持つ仕組みを導入するよう求めること。カレントアクセスによる乳製品の義務的全量輸入を停止すること。
- ⑥ 1月に発生した鳥インフルエンザの教訓を生かし、豚熱・高病原性鳥インフルエンザ対策を強化し、農家への支援を拡充すること。
- ⑦ 漁業者、水産加工施設等の電気代・資材代の高騰分への支援策を講じること。省エネ機器・設備導入への支援を拡充すること。

(6)気候危機打開で省エネ・再エネを推進し、脱炭素の岩手県を

- ① 高気密高断熱で太陽光発電も設置したZEH基準を上回る高性能の住宅の整備とリフォームを促進し、効果的な補助制度を拡充すること。国の補助制度の活用を含め窓口を一本化し、県内事業者との連携を強化して取り組むこと。
- ② 省エネ家電製品への購入・買い替えを促進するために家電販売店での省エネ家電の性能の説明を推奨・義務化や省エネ家電購入補助など具体的な対策を講じること。

- ③ 既存の住宅、事業所等の屋根や耕作放棄地を活用したソーラーシェアリングなど太陽光発電の設置を推進すること。
- ④ 県有施設の脱炭素化の方針と工程表に基づいて、県が率先して脱炭素化の取り組みを進めること。県福祉総合相談センターと県民生活センターの合築での改築については脱炭素のモデル施設としてZEB使用で整備すること。
- ⑤ 県の温室効果ガス削減目標を引き上げ、全ての市町村で県に対応した積極的な地球温暖化対策実行計画が策定されるように具体的な支援・援助を強化すること。
- ⑥ 再エネ導入の障害となっているメガソーラーや大型風力などのための乱開発をなくす規制を強化すること。希少猛禽類の保護など環境との共生を大原則に進めること。

2、新型コロナの感染拡大を軽視せず、県民の命と健康を守る取り組みを

(1) 新型コロナ感染拡大防止へ、正確なデータで感染状況(死者数、クラスター数等)を県民に情報発信する取り組みを強化すること

- ① 感染状況、クラスターの発生状況、コロナ患者の死者数、入院患者の状況など、科学的で正確なデータに基づく県民への情報発信を行うこと。
- ② 国があらゆる規制を緩和する中で、県独自の警報基準(静岡県は1医療機関当たり16人以上で警報発信)を定めるなど県民に分かりやすい情報発信を行うこと。
- ③ 感染状況を正確に把握するために、下水サーベイランスの精度の改善に取り組むこと。

(2) 感染状況に対応した感染防止対策を徹底すること

- ① 感染拡大の正確な情報発信に基づいて、感染状況に応じて基本的な感染防止対策の徹底を図ること。
- ② 医療機関、高齢者施設、学校等での感染防止対策・クラスター対策を強化すること。特に高齢者施設での留め置きは見直し、施設での死者数を減らすこと。★

(3) 検査体制の拡充・強化と病床の確保を図ること

- ① 検査の有料化によって検査体制が縮小しており、必要な支援を復活し検査体制の強化を図ること。
- ② 感染拡大期には、医療機関、高齢者施設等での定期的・頻回の検査を実施すること。検査キット等の検査資材等の提供を行うこと。
- ③ 一般病院、一般病棟で入院患者の対応がなされているが、病院ではコロナ患者には特別の感染防止対策を講じており、診療報酬の特例・加算措置が取られるよう国に求めること。

(4) 希望者のワクチン接種の促進と公費負担の拡充、接種後の健康被害対策について

- ① 重症化予防の効果など新たな知見を含めワクチン接種の効用を正しく周知し、高齢者や基礎疾患のある人の接種を推奨する通知を送るなど、希望する人のワクチン接種を促進すること。
- ② ワクチン接種への国の補助を拡充し、安心してワクチン接種できるようにすること。

- ③ ワクチン接種後の健康被害について、疾病・障害認定審査会の体制を拡充するなど迅速な救済を行うこと。因果関係が明確に否定される事案以外は保証・救済するよう国に求めること。

(5) 新型コロナ後遺症対策の強化について

- ① 新型コロナ後遺症の専門外来を設置すること。専門相談窓口を設置すること。
- ② 新型コロナ後遺症の相談・治療について診療報酬を改善し、研究予算の抜本的な増額と患者の生活支援を国の責任で行うよう求めるこ。

【第三部】大船渡市林野火災からの復旧・復興を進め、東日本大震災津波からの復興に取り組むこと—被災者的心のケア・生活再建と生業の再生を

2月26日に発生した大船渡市林野火災は4月7日に鎮火されましたが、3370haが延焼する大災害となりました。死者1人、住宅90棟(うち全壊54棟)、非住家136棟(うち全壊121棟)、合計226棟(全壊175棟)が延焼しました。最大で1896世帯、4596人に避難指示が発令されました。12か所の避難所に最大1249人、避難所以外に3061人、合計4310人が避難しました。地元・県内の消防・消防団とともに、15都道県から6969隊、25800人の緊急消防援助隊、自衛隊の大型ヘリと他県・市の防災ヘリ等211機が消火活動に参加しました。

産業等の被害は、林業関係で72.3億円余、水産業関係で20.9億円余、商工・観光関係で2.3億円余、農業関係で1.1億円余、合計98.8億円余となっています。

復旧・復興状況では、住宅の再建で、被災者生活再建支援金の基礎支援金の支給が54件、加算支援金の支給が5件となっています。大船渡市への災害義援金が17.59億円、災害見舞金が7.24億円寄せられ、全壊被害の世帯には1800万円の義援金が支給されています。さらに加算措置もあります。建設型の応急仮設住宅が2団地33戸整備され、26世帯が入居、公営住宅に17世帯、賃貸型応急仮設住宅に12世帯、合計55世帯が入居しています。住宅再建の前提となる公費解体の取り組みは、10月31日現在、222棟の申請に対し、214棟着手、142棟終了(63.9%)となっています。

漁業の復興では、綾里漁協の定置漁業用倉庫の復旧に対し、県と市が国の補助事業に上乗せして3/4補助で再整備します。定置網の復旧については国事業(3/4補助)を活用して新たな網の導入に向け取り組み、倉庫と合わせて年度内の復旧をめざしています。ワカメなどの養殖用機器等については県単独の補助事業で再整備します。56人(生出荷6人)のワカメ養殖漁家は、ワカメの生産量で前年比1.4倍、ウニ漁では約2倍の漁獲量となりました。

森林の復旧では、被災した森林のうち人工林1700ha森林災害復旧事業の対象となります。7月の災害査定で約240ha、事業費8億円の計画が認定され被害木の伐採・搬出、造林が実施されます。復旧事業に関する森林所有者・管理者の意向調査結果(10月17日期限)では、「災害復旧事業を希望する」が筆数で52.3%、面積では783.7ha、53.3%となっています。大船渡市ではこれを受けて災害復旧事業の計画を策定することにしています。

大船渡市林野火災の検証報告書を踏まえて、県は「火災警報に関する検討会」を設置し11月21日最終報告書をまとめました。林野火災注意報・警報の発令指標に基づき市町村、消防本部において運用することにしています。

東日本大震災津波から14年9ヶ月が経過します。来年3月11日で15周年を迎えます。あらためて復興の現状と課題を明らかにして、この間の取り組みの教訓を国内外に示していくことは重要です。

10月30日現在、直接死4,674人、震災関連死472人、行方不明者1,106人(−1)、合計6,252人(−1)、建物被害は全壊19508(うち解体1110)、大規模半壊2526、半壊4045、一部損壊19064で合計45143棟となる戦後最大の災害となっています。震災関連の自殺が59人(+3)、孤独死も仮設住宅で46人でしたが、災害公営住宅で124人(23年15人、24年10月6人)、合計170人に及んでいます。災害公営住宅での孤独死が継続して発生し増加していることは重大です。

被災者の状況は、9月末現在、災害公営住宅3709戸(−209)、5765人(−493)、県内在宅被災者164戸(0)、312人(0)、県外避難13942世帯254259人(−3世帯5人)となっています。福島県、宮城県からの避難者は各287人、33人、合計320人となっています。

災害公営住宅の整備(5833戸)、土地区画整理事業(19地区4911区画)、防災集団移転事業(88地区2090区画)、津波復興拠点整備事業は10地区すべてが完成しています。

大震災津波から14年9ヶ月が経過し、災害公営住宅の入居者の高齢化と生活苦が進行し、孤立化・孤独化が進行しています。災害公営住宅のコミュニティ形成の拠点となるべき集会所は、県営災害公営住宅29団地のうち月に0~2回の利用にとどまっているのが19団地(65.5%)となっています。一人暮らし高齢者の見守りとコミュニティの確立が急務の課題です。生活支援相談員が配置されている団地では12~20回活用されており、50戸以上のすべての集会所に配置すべきです。

22年度から、県営災害公営住宅入居者の収入基準が15万8千円から25万9千円に引き上げられ、収入超過者の約7割が所得による家賃に軽減されたことは重要な改善です。3割の収入超過者も所得に応じた家賃で継続して入居できるように「特定公共賃貸住宅」等の制度を導入すべきです。また、入居後6年目から国の特別家賃低減が廻減されることから、県や市町村独自の家賃軽減に移行を図ることも重要な課題となっています。

心のケアセンターの相談支援件数は、24年度は11390件(+3359件)とコロナ禍前の水準に増加しています。いわてこどもケアセンターの相談件数は、24年度140回2007件(+361件、沿岸)と高い水準で経過しています。心のケアの取り組みは中長期的に継続して取り組むべき課題です。

岩手県が、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を、2021年3月末までは現行通り10年間にわたり継続し(一部負担金免除実績32万0218人、299億4083万円、うち県負担額32億3183万円)、21年4月から12月末までは、非課税世帯に限定して継続実施したことは被災者の命と健康を守るうえで極めて重要な成果です。今後の災害対策の全国的な教訓として生かすことが必要です。

住宅再建後の被災者の生活には住宅ローンの返済や家族関係の課題など困難を抱えています。21年度に設置したいわて被災者支援センター(釜石市、盛岡市)の相談対応件数は、23年度は2941回、24年度は2770回と高止まりし、うち弁護士等による相談回数も24年度113回となっており、個別支援計画作成件数は459件、うち316件は支援完了、143件が継続支援となつ

ています。複雑で困難を抱える被災者への伴走型支援を行っていることは重要です。センターの増員など体制の強化が必要です。

生業の再生の課題では、24年度の主要魚種の水揚げ量は、サケ(震災前比0.5%)・サンマ(14%)・スルメイカ(15%)など大不漁に直面しています。「震災、大不漁、コロナ、物価高騰」の四重苦となっている漁業と水産加工業の再建と営業の継続を支援することは特別に重要な課題です。昨年の産地魚市場の水揚げ量は、7万2904トンで、震災前の41%、水揚げ金額は165億円余で71%となっています。養殖生産量も震災前比でワカメ44%、アワビ17%、ホタテガイ8%となっています。魚資源の確保と対策、原材料の確保への支援と新商品の開発、販路の確保・拡大など従来の延長線上ではない支援の強化が求められています。

東京電力福島第一原発事故の汚染水について、関係者との合意を反故にして海洋放出が強行されました。中国、香港等が日本からの水産物の輸入を中止したことから県内でも冷凍水産物の輸出ができず、アワビも値崩れするなど被害が拡大しています。被害・損害に対する全面的な賠償を求めるとともに、汚染水の海洋放出の中止を求めるべきです。

沿岸被災市町村の商工団体会員の被害状況調査(25年11月1日現在)では、震災前の7701会員のうち4341事業所(56.4%)が被災し、営業継続再開が2648事業所(61.0%、前年比-220)、廃業1571事業所(36.2%、+224)、休業23事業所(0.5%)となっています。グループ補助は、24年3月末現在、216グループ、1573者、919億円余の交付決定となっており、売り上げが震災直前の水準まで回復している事業者は36.1%、これまでに倒産36件、交付決定前の廃業等27者となっています。

一、大船渡市林野火災の復旧・復興の取り組みについて ★

1、被災者の生活再建への支援について

- 1) 義援金の給付(1世帯1800万円+加算)を含め住宅再建への支援を強化すること。
- 2) 仮設住宅、みなし仮設住宅での見守りと保健師の訪問など心のケア、命と健康を守る取り組みを強化すること。
- 3) 災害ケースマネジメントの実施で一人一人の実態と要望に寄り添った生活再建への支援を強化すること。
- 4) 災害廃棄物の処理を早急に完了すること。

2、生業の再生について

- 1) 綾里漁協の共同利用施設(倉庫)と定置網の復旧を急ぎ、ワカメ養殖等の倉庫と漁業用機器等の再整備を進めること。
- 2) 被災した中小企業等の施設・設備の復旧を支援(中小企業被災資産復旧緊急対策費補助)し、資金繰りの支援を行うこと。
- 3) 大船渡復興割の成果を検証し、観光事業者への支援を行うこと。

3、森林の再生と災害防止対策について

- 1) 国の森林災害復旧事業(第一次、240ha、事業費 8 億円)に山林所有者の同意を広げ復旧計画を今年度中に策定するよう取り組むこと。そのために県、市の支援策を示すこと。
- 2) 被災地における土石流対策について—29 か所に設置した大型土のうの設置は大きな効果を上げているが満砂の個所もあり点検・対策を強化すること。9 か所の治山ダム、5 か所の砂防堰堤の整備を急ぐこと。
- 3) 森林組合等の林業機械や特用林産施設等の再整備に要する経費を支援すること。
- 4、林野火災を予防する林野火災注意報・警報の発令の体制を構築すること

二、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の 10 の課題

- 1、国の被災者生活再建支援金を現行の 300 万円から 500 万円以上に引き上げること。
- 2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国の制度として制度化し、社会保険被保険者も対象とし、今後の災害対策に活かすこと。
- 3、被災者的心のケア・子どもの心のケアの取り組みを中長期的な事業として継続実施すること。生活支援相談員の配置を減少することなく継続・拡充し、被災者の見守りと生活再建への支援を継続強化すること。「孤独死」を出さない対策、見守りとコミュニティ確立の取組を抜本的に強化すること。
- 4、災害援護資金の償還期限は今年 4 月に法改正され、2030 年 3 月 31 日まで延長されました。24 年 9 月末現在、貸付件数 1171 件、30 億 3230 万円余、免除額 6139 万円余、支払期日到来件数 1077 件、23 億 4416 万円、滞納件数が 332 件、30.8%、3 億 8355 万円となっており、実態に応じて返済猶予、免除の対応が行われるようにすること。生活福祉資金(生活復興支援資金)の継続拡充を図ること。★
- 5、グループ補助を受けた事業者の再建が進むまで支援を継続すること。二重ローン対策の債務買取等の支援を受けた事業者に対する支援を継続すること。
- 6、移転元地の利活用を進めるために、集約や整地に要する費用など国の支援を継続すること。移転元地への企業誘致や新規創業等への支援の継続・拡充を行うこと。
- 7、高台移転など、被災地は新たな町づくりを進めており、災害公営住宅や防災集団移転地と中心市街地、病院、役場等を結ぶ新たな被災地交通確保事業を実施すること。
- 8、三陸の漁業に重大な影響を与える東京電力福島第一原発の汚染水の海洋投棄は中止し、他の方法を検討すること。東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で汚染されたほど場・ほど木の処理、側溝汚泥の除去、山林の除染など徹底した除染と早期の全面賠償を行うよう求めること。
- 9、2026 年度以降の必要な復興事業費の確保へ、被災者的心のケアや生活再建への支援など、機械的な期限を設けることなく、国が責任を持って復興財源を確保すること。地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。復興特別所得税の一部を軍事費拡大に流用することは行わないこと。

- 10、東日本大震災津波、台風 19 号災害、2016 年台風 10 号災害の経験を踏まえ、災害の復旧復興にあたっては、再び被害を受けないように現状復旧にとどまらず改良復旧を行うこと。

三、東日本大震災津波から 15 年、復興の現状と教訓を国内外に発信する取り組みを ★

2026 年 3 月 11 日は、東日本大震災津波から 15 年の節目を迎えます。日本では戦後最大の大災害となった東日本大震災津波の被害と復興の現状と課題、教訓を国内外に発信し、今後の国内外の大災害の復旧と復興に生かしていくことが必要です。そして岩手における復興の取り組みをさらに新たなステージに進めていくことが求められています。

- 1、「被災者一人一人の幸福追求権を保障すること」を基本方針に、被災者の医療費免除を 11 年間にわたって取り組むなど被災者の立場に立った復興の成果と教訓を国内外に示すシンポジウムや各種イベントに取り組むこと。
- 2、15 周年を記念する復興ツアー、三鉄記念列車、震災遺構巡りツアー、みちのく潮風トレイル、津波伝承館の特別企画、三陸旅行割など沿岸被災地を応援する取り組みを展開すること。
- 3、15 周年となる東日本大震災津波追悼式を全市町村の参加で取り組むこと。

四、被災者の命とくらしを守る対策の継続を

1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること

- 1) 被災者の医療費等の免除措置が 21 年 12 月末で終了したことを踏まえて、被災者が経済的な理由で必要な医療が受けられなくなることがないよう、被災者の実態調査を含め具体的な支援と対策を講じること。
- 2) 被災者の心のケア・子どもの心のケアの対策を継続・強化すること。
- 3) 必要な生活支援相談員の確保と増員をはかり、支援と見守りが必要な高齢者等への訪問・相談・対応を強化すること。50 戸以上の災害公営住宅の集会所に生活支援相談員を複数配置しコミュニティ確立の支援を強化すること。震災関連の自殺、孤独死の防止のために、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。
- 4) 困難を抱える被災者の生活再建を伴走型で支援する「いわて被災者支援センター」の人員を増やし体制を強化すること。
- 5) 震災関連死の検証を行い、震災関連死を出さない今後の対策に生かすこと。
- 6) 災害援護資金の償還期限の延長とともに、生活福祉資金(特例)のように非課税世帯などの生活困窮者については償還を免除するよう国に求めること。

- 7) 防災集団移転団地や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通を確保する新たな被災地交通確保事業の創設を求める。ワンコインバスやデマンドタクシー、有償ボランティアへの支援など、きめ細かい対策を講じること。

2、災害公営住宅家賃のさらなる軽減策を、住宅再建への支援の継続を

- 1) 収入基準の引き上げによる収入超過者に対する家賃軽減策の周知徹底を図ること。収入超過者も入居が継続できるように「みなし特定公共賃貸住宅」の導入を図ること。災害公営住宅家賃の低所得者に対する国の軽減策が6年目から廻減することに伴い、県・市町村の独自の軽減策の周知と活用を徹底すること。
- 2) 災害公営住宅の自治会の確立と活動を支援し、コーディネーターを継続配置すること。コミュニティ確立のために入居者名簿を提供すること。規模の大きい50戸以上の災害公営住宅の集会所・事務室に、見守りとコミュニティ確立支援のために生活支援相談員を複数配置すること。★

五、生業の再生と働く場の確保

1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を

- 1) グループ補助事業を活用した事業者の営業再建の支援を継続・拡充すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。
- 2) 二重債務解消の取り組みは、岩手県産業復興相談センターの債権買取110件、東日本大震災事業者再生支援機構167件を含め支援決定件数は482件となっています。5年後の債権買い戻しについては経営状況を見て柔軟に対応すること。高度化スキーム貸し付けの返済についても経営状況を見て柔軟に対応すること。
- 3) 沿岸被災地における若者・女性等の起業・創業を支援する取り組みを復活すること。これまでの起業・創業の取り組み(H25～R2年、約164事業者)のフォローアップを行い、経営支援を強化すること。
- 4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金制度(申請は23年度末まで)の復活または新設を国に求めるとともに、使い勝手が良い制度に改善を求める。
- 5) 県の中小企業被災資産復旧費補助については継続実施し、テナントで被災した事業者の再建への支援策を講じること。

2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を

- 1) サケ・サンマ・スルメイカの資源の減少の科学的調査を進め、稚魚の育成や放流事業の改善等を含め、資源の確保に取り組むこと。
- 2) サケ・サンマ・スルメイカの大不漁と原材料費の高騰に対する緊急対策を講じ、原材料確保、魚種転換や新商品の開発、販路の確保・拡大への支援を行うこと。

- 3) サケ・マス類の海面養殖の本格操業、ホシガレイの陸上養殖試験への支援を強化し、新しいつくり育てる漁業の推進を図ること。稚魚飼育に係るサケ・マスふ化場の有効活用を支援すること。
- 4) アワビ・ウニの不漁対策とホタテ等の貝毒の科学的調査と対策を強化すること。
- 5) ワカメ・コンブ・ホタテガイ・カキ等の養殖漁業の安定的生産をめざす取り組みを強化すること。養殖生産回復のため、漁業者の養成・確保と漁場利用の見直しと活用を進めること。
- 6) 定置網に大量に捕獲されるクロマグロについては、漁獲枠の大幅な拡大を求める。特に大型の漁獲枠の拡大を求める。漁獲の51倍も放流していることへの補助と対策の強化を図ること。
- 7) 大不漁に直面している小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。
- 8) 国の漁業法改悪に対し、漁場に混乱をもたらす企業の進出は認めないこと。漁民の多様な声を反映する海区漁業調整委員会となるよう活性化を図ること。
- 9) いわて水産アカデミーの取り組みをはじめ、漁業担い手対策を抜本的に強化すること。
- 10) 固定資産税の減免の継続など漁協・漁民に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること。
- 11) 被災農地の復旧を踏まえて、地域の特性を生かした多面的な農業の振興を図ること。

六、被災地の県立病院の拡充を図り、地域の医療と介護の体制を確保すること

- 1) 県立大槌病院、山田病院、高田病院の医師・看護師確保に全力で取り組み、地域医療の充実と連携に取り組むこと。県立釜石病院の医師確保と改築に取り組むこと。
- 2) 被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備と増設をはかるとともに、介護職員など人材の確保に努めること。
- 3) 被災した障がい者と就労支援事業所等の職員確保と、事業活動等への支援を強化すること。

七、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を

- 1) 中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりは、これからが正念場を迎えます。前例のない取り組みとなることから、国・県・市町村が総力を挙げて取り組むとともに、事業者・住民を主体に、専門家の支援も強化すること。
- 2) 整備された都市再生区画整理事業などのまちづくりに当たっては、区画整理された土地の有効活用に向けて、空き地バンクなどの取り組みを支援し、企業誘致とともに新たな中心市街地の形成とコミュニティの確立に取り組むこと。住民が主体のまちづくりを進めること。

- 3) 防災集団移転事業による瑕疵担保責任はほぼ 2 年となっているが、民法上の 10 年に見直すこと。区画整理事業は前例のないかさ上げ・盛土を行っており、防集事業と同様に、土地の陥没や崩壊等への補償など対応を行うようすること。
- 4) 防災集団移転促進事業の移転元地(未活用面積 120ha、37.3%)の利活用に取り組むとともに、土地の集約を含め国に対し必要な事業費の確保を求めるこ。
- 5) 復興事業により整備した水門・陸閘等(自動閉鎖システム226基)の維持管理費の確保を国に求めること。

八、被災地の新たな町づくりに対応した公共交通の確保を進めること

- 1) 防災集団移転促進事業などによって高台に住宅団地や災害公営住宅が整備されていることから、団地と中心市街地、役場、病院、学校等を結ぶ新たな公共交通網の整備に取り組むこと。国に対し新たな被災地公共交通確保を支援する事業を強く国に求めること。デマンドタクシーや有償ボランティアによる交通確保など多様な交通手段に対する支援を行うこと。
- 2) 大震災津波・台風 19 号災害から復旧した三陸鉄道の利活用に官民挙げて取り組むこと。
- 3) JR 大船渡線については、地元の要望を踏まえた BRT の運行の改善を図ること。全線開通 80 年余の歴史を踏まえ、鉄路での復旧について再検討を求めるこ。気仙沼駅～陸前矢作駅間の鉄路での運行再開を求めるとともに、新幹線への合理的な接続など住民の要望に応えた BRT の運行を確保すること。
- 4) JR 山田線の利用しやすいダイヤの改正を JR 東日本に強く求めるとともに、宮古市・盛岡市と協力して利用促進を図ること。

九、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生

- 1) 被災地の高校、小・中学校の通学定期券の購入を補助する「被災地通学支援事業費補助」を継続実施すること。
- 2) 被災地での放課後の居場所と学習支援を継続すること。
- 3) 被災地への教員の加配措置(25 年度、59 人)の継続。スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの配置を強化し、児童生徒の心のケアの取り組みを強化すること。
- 4) 被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金」(28276 件、107 億 4550 万円、活用額 58 億 6621 万円、24 年 3 月末)の効果的活用を図ること。奨学金給付事業」(23 年度 187 人、累計 5352 人の拡充をはかるこ。被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、22 年度 51 人)、大学等進学支援一時金給付(100 人)の活用を図ること。通学支援を継続すること。被災児童就学援助制度の継続を求めるこ。
- 5) 震災孤児(発災当時 94 人)、遺児(490 人)に対する支援を強化すること。児童福祉司・児童心理司を大幅に増員し、養育里親への支援も強化すること。

十、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を

- 1) 陸前高田市に整備された高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を、津波の教訓と復興の姿を国内外に発信・伝承する施設として積極的な活用を図ること。県内の震災遺構の保存と活用に取り組み、ネットワーク化を図ること。
- 2) 津波伝承館、震災遺構等を生かした修学旅行・教育旅行、研修旅行、復興応援バスツアーや、三鉄ツアーやの取り組みを強化し、交流人口の拡大に努めること。
- 3) 「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」の取り組みの具体化を図り、来年度も継続的な取り組みを進めること。三陸復興国立公園、三陸ジオパークを生かした滞在型の観光の取り組みを強化すること。
- 4) 改修整備された陸前高田オートキャンプ場モビリアを防災教育と漁業体験など周遊観光の拠点として活用を図ること。

十一、2025 年度以降も必要な復興事業の継続と、復興財源の確保を求めるこ

- 1) 2026 年度以降も被災者の心のケアや「孤独死」を出さない要支援者の見守りとコミュニティ確立、生業の再生と新たなまちづくりの取り組みを進めること。機械的な期限に限ることなく、必要な復興事業の継続と復興財源の確保を求めるこ。
- 2) 復興交付金事業の効果促進事業に代わる自由度の高い財政措置の継続と確保を求めるこ。

十二、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求めるこ。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと

- 1) 三陸沿岸漁業に重大な影響を与えており東京電力福島第一原発の汚染水の海洋投棄の中止を求め、海洋投棄によらない技術開発と処理を求めるこ。被害・損害の早期全面的な賠償を求めるこ。
- 2) 高市政権による原発の再稼働の推進、原発の運転期間の見直し(60 年超)に反対し、東京電力福島第一原発事故の教訓を投げ捨てる原発への回帰を許さないこと。
- 3) 汚染された稻わらや堆肥、牧草、ほだ木の汚染発生量は、59270tで、処理量は 49536t、83.6% (25 年 1 月末現在)、保管量は 9733tとなっています。道路側溝汚泥の一時保管は一関市で 16 箇所、75t となっています。汚染状況重点調査地域における除去土壤の現場

保管量は3市町で315か所、26550m³(24年3月末)となっており、国の責任で早急に処理・対応するよう強く国に求めること。

- 4) 原木シイタケの価格低迷とシイタケ原木の高騰の中で、国の責任で原木シイタケ等の産地再生に向けた総合的な対策を実施するよう国に求めること。原木の購入経費を支援する「特用林産施設体制整備復興事業」を来年度以降も継続するよう強く求めること。
- 5) 被害の実態に即した全面的な賠償を早期に実施すること。県・市町村の放射線影響対策に要した経費154億3298万円の請求に対し、支払い合意は132億646万円、85.6%(25年3月末現在)となっており、全面的賠償を強く求めること。
- 6) 農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。
- 7) 「即時原発ゼロ」の実現をめざし、原発の再稼働に反対すること。
- 8) 岩手にも影響を及ぼし、宮城県民の7割が反対している女川原発の再稼働に反対すること。福島原発事故の収束の見通しもない中、新潟県民の6割が反対している柏崎刈羽原発の東京電力による再稼働に反対すること。★

十三、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を

県は2023年3月と9月に、「日本海溝・千島海溝沿いにおける最大クラスの地震・津波について」の浸水被害想定を公表しました。マグニチュード(M)9クラスの地震が発生した場合、防潮堤などが破堤する最悪のケースでは、死者数は日本海溝で7100人、千島海港で1800人、東北地方太平洋沖で4200人とする被害想定が示されました。即時非難した場合は大幅に犠牲者を減少できることも示しました。22年12月16日からは、「後発地震注意情報」の運用も始まりました。

新たな浸水被害想定の公表を踏まえて、東日本大震災津波の教訓を生かして、巨大地震津波から県民の命を守る対策を具体化し、新たな避難場所の設置と実践的な避難訓練などに取り組む必要があります。安心できる避難場所の設置や市町村の役場庁舎等の移転・改修も求められます。東日本大震災津波並みの国の財政支援が必要です。

7月25日、カムチャッカ半島沖地震(マグニチュード8.8)が発生し、日本の太平洋沿岸に津波警報が発せられ、県内沿岸市町村では避難指示が出されました。久慈湾で1mの津波を観測しましたが、真夏の猛暑の中での避難の在り方に課題が出されました。

何よりも東日本大震災津波の教訓を風化させることなく、災害から県民の命を守る文化を醸成することが必要です。県と市町村が連携を強化して、地区防災計画の作成や避難行動要支援者の個別支援計画の作成、自主防災組織の研修と活動の活性化など県民的規模での取り組みが必要です。

全国でも県内でも毎年のように大規模な災害が発生しています。自然災害から国民・県民の命と暮らしを守ることは国政・県政の最重要課題です。世界でも有数の災害大国日本ですが、災害

対策は決して進んでいるとは言えません。さらに深刻なことは、災害で助かった被災者が劣悪な避難生活の中で、震災関連死で多数が犠牲となっていることです。

戦後最大の被害となった東日本大震災津波からの復興に取り組んできた岩手県こそ、台風19号災害、2016年台風10号災害の経験・教訓も生かし、防災・減災対策の先進的な取り組みを進め、震災の教訓とともに災害対策でも全国の教訓となる取り組みを進めるべきです。

1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波への対応に緊張感をもって早急に取り組むこと

- ① 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波」の浸水被害想定を踏まえ、住民の命を守る防災・減災の計画を県と市町村が連携して策定すること。地域ごとに住民説明会を丁寧に開催すること。
- ② 新たな津波浸水想定に基づく避難施設等と避難路の整備への国の財政支援を強く求めること。
- ③ 浸水が想定されている役場庁舎等の移転・改修の検討を進めるとともに、国に対し東日本大震災津波並みの財政支援を強く求めること。

2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。

- ① 津波対策では、地震発生後すぐに避難ができるように、安全な高台の避難場所の設置・整備と実践的な避難訓練を行うこと。避難誘導は地震発生後15分までとするなど安全確保策を徹底すること。
- ② 大雨豪雨時の避難対策は、明るいうちの早期の避難を進めるために、気象庁等の台風・大雨情報を踏まえ、県の「風水害対策チーム」の役割を強化し、早めの避難指示の徹底を重視すること。新たな避難情報の内容を周知徹底すること。
- ③ 想定最大規模の洪水ハザードマップの作成を急ぎ、地区ごとに周知徹底を図ること。土砂災害警戒区域等の指定を促進し、地域住民への周知徹底と避難計画等の取り組みを進めること。
- ④ 高齢者や障がい者など要支援者名簿に基づく個別支援計画の作成(4月1日現在、25.4%)の遅れを検証し、具体的な支援を強化し取り組むこと。自主防災組織等による実践的な避難訓練を実施すること。
- ⑤ 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある高齢者施設や障がい者施設の非常災害対策計画の策定を徹底するとともに、実践的訓練を定期的に実施すること。

3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を

- ① 発展途上国以下といわれる体育館等での雑魚寝の避難場所を、国際赤十字が提唱するスフィア基準(一人当たりの居住空間3.5m²、最低トイレ数・初期は50人に1基、その後は20人に1基、女性対男性は3:1)をもとに、早急に改善を図ること。ホテル・旅館等の宿泊施設の活用を積極的に図ること。避難場所に冷暖房設備を設置すること。★
- ② 高齢者や障がい者など要支援者、乳幼児を抱える家族等については安心して避難できる場所の確保を行うこと。ホテル・旅館の活用、福祉避難所の指定と活用を図る具体的取り組みを進めること。ペット同伴の避難場所を確保すること。

- ③ 避難所でのプライバシーの確保のため、段ボールベッドは必要数を 48 時間以内に確保すること。夏場は冷房付きのテントの設置を行うこと。仮設トイレは洋式仮設トイレを確保すること。
- ④ 暖かいバランスの取れた食事を提供すること。
- ⑤ 在宅避難者の実態を把握し、避難所と同様の支援を行うこと。
- ⑥ 東日本大震災津波等の震災関連死の検証を行い、震災関連死を出さない具体的な対策を講じること。

4) 災害ケースマネジメントに基づき、継続的な支援を行うこと。

- ① 東日本大震災津波からの取り組みの教訓を生かし、災害ケースマネジメントを導入し、被災者一人一人の状況と復旧・復興の段階に応じた必要な支援が継続的に行われるようすること。
- ② 一人暮らし高齢者等要支援者の見守りを強化し、被災者が助け合い共同して自発的な活動ができるコミュニティの形成・確立に取り組むこと。

【第四部】 県民の命と暮らしを守る新たな県政めざして

一、医療・介護危機打開、子育て支援 3 つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消、医療・福祉・介護の改善・充実を

物価高騰が続く中、全国の一般病院の 7 割が赤字、自治体病院の 9 割が赤字で「地域の病院が突然亡くなる」事態に直面しています。県立病院も昨年度 71 億円の過去最大の赤字となりました。医療資材、労働者の賃上げに診療報酬が対応できていないことが最大の問題です。介護施設も 4 割が赤字で県内でも昨年 195 施設が休廃止となりました。国の責任で医療・介護危機を開することは緊急の課題です。

子育て支援では、3 つのゼロの実現を目指すべきです。子どもの医療費助成は 22 年 8 月から高校生までの現物給付化が実現しました。一部の市町村で残されている所得制限と一部負担の解消を実現すること。保育料の無償化では、第 2 子以降の無償化と在宅育児支援が実施されました。さらに第 1 子からの無償化をめざすことは切実な課題です。学校給食費の無償化は、県内 11 市町村で実施されています。全国的に小学校からの実施が予定されていますが中学校までの拡充も切実な課題です。

2018 年度から国民健康保険の都道府県化が実施されました。国保の最大の問題は、中小企業の労働者が加入する協会けんぽと比べて約 2 倍も高い国保税が課せられていることです(年収 400 万円、4 人家族、片働き、夫婦とも 39 歳以下の場合、盛岡市の国保税は 40 万円、協会けんぽの保険料は 19.8 万円)。高すぎる国保税の格差は正は国の責任であり最優先の課題です。県と市町村の課題でもあります。全国知事が求めている 1 兆円規模の公費負担の投入で協会けんぽ並みに国保税の引き下げをはかり国保の構造的問題を開くべきです。また、国も子どもの均等割りの半額免除を 18 歳以下に対象を広げる方針を示しました。全額免除にすべきです。

高すぎる国保の構造的問題の解決なしに、統一保険料とすることは、結局は国保税の引き上げとなり、さらなる負担増を押し付けることになります。

高すぎる国保税の引き上げを抑えるために、市町村が一般会計から繰り入れすることは住民の暮らしを守るうえで当然のことです。24 年度、7 市町村が一般会計から繰り入れし高すぎる国保税の値上げを抑えてすることは重要です。さらに滞納者から正規の保険証の取り上げ、差し押さえ等の滞納処分を行うことは「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の本旨にもとるものです。

介護保険が実施されて 25 年になりますが、これまで 6 回の介護報酬改定ではマイナス改定が 4 回にも及び、介護利用者のサービスが削減される一方で保険料が約 2 倍に引き上げられ、介護職員の待遇悪化で職員の確保ができない介護崩壊の危機に直面しています。国の負担による介護報酬の大幅な引き上げが必要です。介護労働者の抜本的な待遇改善は急務の課題です。

24年4月から第9期の介護保険事業が始まっています。第8期では23億円余の基金を積み増しする結果となりました。第9期の保険料を引き下げたのは4市町と1行政組合で、引き下げは10市町村、据え置きが9市町村となりました。重大なことは第8期の特養ホームの整備計画が504床だったのに対し整備されたのは154床にとどまっています。3年間で499事業所が廃止・休止となっています。うち訪問介護関係が52事業所です。第9期計画の整備計画は494床となっていますが整備見込みは350床にとどまっています。

また、21年8月から、低所得者に対する補足給付の見直しによって入所者に大幅な負担増が強いられています。「いわての介護を良くする会」の調査では、入所者の約2割で月2万円～11万円、平均4万円の負担増となっています。県の調査では、食費負担増が35%、預貯金要件の見直しによる非該当が被該当者の23%となり、介護給付費は月額で7000万円から8000万円の減少になりました。

厚労省による430病院を名指しした公立・公的病院の再編統廃合の提案は、感染症対策を全く考慮せず、機械的な試算によるもので、地域医療の実態を無視するもので撤回すべきです。岩手県にとって必要なことは、絶対的に不足している医師・看護師の増員で地域医療の充実を図ることです。

1、医療・介護危機打開へ緊急対策と診療報酬、介護報酬等の大幅な引き上げを ★

- 1) 医療危機打開へ、緊急に国に対し赤字を打開し物価上昇を上回る賃上げが実現できるように対策を求めるとともに、来年度の診療報酬改定にあっては国の負担を増やし大幅な引き上げを実現すること。
- 2) 介護危機打開へ、緊急に国に対し赤字を打開し、物価上昇を上回る賃上げが実現できるように対策を求めるとともに、国庫負担を増やし介護報酬の引き上げを前倒しで行うよう求めること。
- 3) 障がい者施設等の措置費について、国に対し緊急対策とともに物価上昇に見合う引き上げを行うよう求めること。

2、子どもの医療費助成は、高校卒業までの完全無償化を早期に実施すること。

- 1) 子どもの医療費助成は、23年8月から高校卒業までの現物給付化が実施されました。所得制限なし32市町村、一部負担なし27市町村となっており、すべての市町村で完全無償化をめざすこと。
- 2) 県単独医療費助成については小学校通院まで拡充すること。一部負担(通院、医療機関ごと月1500円、入院月5000円)を見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。
- 3) 国の現物給付化に対するペナルティの廃止(24年4月から)を徹底するよう強く求めること。

3、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除に。滞納者に対する保険証の取り上げ・ペナルティは行わないこと。

- 1) 国保税加入者は低所得者・無業者・高齢者が多く、協会けんぽと比べても2倍も高い国保税が課せられています。国庫負担の大幅な増額(全国知事会は1兆円の公費投入を要望)で国保の構造的問題の打開を図り、協会けんぽ並みの水準まで国保税の引き下げを実現すること。

- 2) 全国知事会が要望し、宮古市・陸前高田市が実施している「子どもの均等割りの免除」を国の責任で実施するよう求めること。県内市町村でも「子どもの均等割りの免除」に取り組むこと。「均等割り」「平等割り」など人頭税型の「応益割」の撤廃を求める不合理な仕組みを是正すること。
- 3) 新型コロナ感染者に対する傷病手当については、個人事業主も対象にするよう取り組むこと。
- 4) 高すぎる国保税の引き下げのために、県の独自補助を実現し、市町村の繰り入れも行うようすること。国保法44条に基づく生活困窮者の窓口負担(一部負担金)の減免を積極的に進めること。
- 5) 統一保険料は市町村独自の取り組みを弱め、国保税の引き上げとなるもので行わないこと。高すぎる国保税の引き上げを抑えることを基本に、市町村独自の一般会計からの繰り入れを認めること。市町村独自の減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取り組みを進めること。
- 6) マイナ保険証の強制はやめ、後期高齢者だけでなく、国保加入者にも資格確認書を発行すること。滞納者に対する保険証・資格確認書未交付は行わず、滞納者への資産等の差し押さえを見直すこと。
- 7) 滋賀県野洲市、盛岡市の取り組みに学び、「滞納は生活困難のシグナル」の立場で、滞納者への生活支援を抜本的に強化し、部局横断的支援体制を確立すること。
- 8) 後期高齢者医療保険の医療費窓口2割負担の中止を求める。低所得者に対する軽減措置の継続と差別医療の撤廃を求める。滞納者に対するペナルティは行わず、資産の差し押さえはやめること。
- 9) 在宅酸素療法患者の負担軽減をはかるため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること。

4、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を

- 1) 厚労省が唐突に公表した全国430の公立・公的病院の再編統合リストは、医療費削減と病床削減をめざすことを目的に、機械的な基準で地域医療と地域病院の役割を無視したものです。何よりも新型コロナ対応等の感染症対策が欠落したものであり撤回を求める。絶対的な医師不足の中で、医師の大幅な増員と確保を図り、新型コロナ対応でも重要な役割を果たしている公立・公的病院の充実を図ること。
- 2) 「医療費適正化計画」「地域医療構想」「国保運営方針」による病床削減、給付費削減に反対し、だれもが安心して医療が受けられる地域医療を確立すること。
- 3) 医師不足解消へ、国の責任で医学部定員を1.5倍化し、OECD並(14万人増)に医師を増員すること。引き続き「地域枠」の確保や奨学生養成医師を拡充し公立病院・地域病院への配置を進めること。
- 4) 産科・小児科・外科、救急医療等の医師確保の取り組みを特別に重視して具体的な対策を講じること。
- 5) 県内どこにいても安心してお産ができるように周産期医療体制の確立に取り組むこと。院内助産、産前産後ケアの取り組みを強化し、開業助産院への支援を行うこと。
- 6) 不妊治療の経済的、精神的負担の軽減を図ること。保険適用の範囲が拡大しましたが、不妊治療費助成を継続・拡充するとともに、不妊治療の医療機関の増設、女性の不妊専門相談センターの整備・拡充を図り、不妊症認定看護師を養成すること。

- 7) 看護師の大幅増員で安全でゆきとどいた医療を実現すること。「夜勤は複数、月 8 日」という人事院判定を厳格に実施すること。看護師に負担を強いる夜勤二交代制や夜勤専従を強要しないこと。看護師確保の奨学金制度の活用と拡充を図ること。
- 8) 無料低額診療を行う医療機関を増やし、薬剤費への制度適用を求める。岩手町に続き薬剤費への補助を広げること。
- 9) マイナ保険証によって全国でも県内でも不安と混乱が広がっており、利用率は 37% (10 月) にとどまっています。マイナ保険証の強制に反対し、これまでの保険証の復活を求める。★

5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること

- 1) 新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパンデミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。
- 2) はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。
- 3) 带状疱疹ワクチンの定期接種の徹底を図り補助を拡充すること。ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、保護者の負担軽減・無料化など、制度のさらなる充実をめざすこと。★
- 4) ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。
- 5) エボラ出血熱、デング熱などへの対応策を講じること。
- 6) 保健所の体制を抜本的に強化すること。保健師を大幅に増員すること。

6、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を

- 1) 介護施設等高齢者施設に対する新型コロナ感染症対策を徹底すること。感染拡大時には介護従事者の定期的・頻回の PCR 検査・抗原検査の実施、衛生用品・防護具等の支給、介護事業者への減収補填を行うこと。
- 2) 新型コロナ患者の施設内療養は最小限にし、その場合でも医師による医療支援の体制を確保すること。高齢の感染者はできるだけ入院できるようにすること。
- 3) 全産業(全国)の平均(33万円)と比べ月 9 万円も低い県内介護労働者(24. 2万円)の抜本的な待遇改善を図ること。実態に合わない人員配置基準(現行 4 対 1)を 2 対 1 に改善すること。人員・施設基準の緩和は絶対に行わないこと。★
- 4) 特別養護老人ホームの緊急増設に取り組み、待機者解消の計画を立て、待機者(3001 人、うち在宅 893 人、早期入所が必要 615 人、4 月 1 日現在)の解消に取り組むこと。3 年間の整備計画は 494 床(整備見込み 350 床)にとどまっており、待機者の解消に特別の取り組みを行うこと。低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。施設整備への補助を増額すること。★

- 5) 21年8月からの低所得者に対する補足給付の見直しによって大幅な負担増が強いられています。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態、負担増の実態調査を踏まえ、補足給付削減の見直しを求める事。
- 6) 介護老人保健施設、グループホームの整備、小規模多機能型施設、宅老所などの増設に積極的にとりくむこと。介護医療院の拡充を図ること。
- 7) 訪問介護の介護報酬引き下げの撤回を求める事。訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引き下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求める事。
- 8) 高齢者の状況が変わらないのに介護度が軽くなる介護認定制度の改悪を見直すこと。要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求める事。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。
- 9) 全国最低の居宅サービス利用料となっている実態と課題を検証し、対策を講じること。介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、花巻市で実施している在宅介護者訪問相談員の取り組みを広げること。在宅介護世帯への補助・支援を強化すること。
- 10) 愛知県大府市の取り組みを参考に、認知症患者が安心して地域で暮らせる取り組みと体制の整備を進めること。認知症への正しい理解を広げ、認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。
- 11) 地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。
- 12) 介護保険の大改悪(利用料の原則2割負担・3割負担の基準額引き上げ、要介護1・2の保険給付外し、ケアプランの有料化、多床室の有料化、不動産を補足給付の資産要件に追加、40歳以上の被保険者の範囲拡大、福祉用具を「貸与」から「販売」に切り替え)に反対すること。★

7、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を

- 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求める事。
 - ①応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。
 - ②障がい者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものとすること。
 - ③内部障害、発達障害、高次脳機能障害、難病・慢性疾患などあらゆる障がい者を対象にすること。
 - ④地域生活支援事業の予算を義務経費化し、必要なサービスの量と質を保障すること。
 - ⑤相談支援をはじめすべての障害福祉サービスの抜本的な報酬の引き上げをはかる事。
- 2) 障がい者が65歳になると障害福祉サービスから介護保険サービスに半ば強制的に移行させられ利用料が発生する制度の撤回・見直しを求める事。介護保険サービスの利用者負担軽減を要支援の障がい者も対象とするよう改善を求める事。
- 3) 地域で豊かな生活を保障すること。

- 家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。
- ①バリアフリー対応の公営住宅の整備、入所施設、グループホームを計画に基づいて整備すること。
- ②在宅支援のために、家族の休息を保障するショートステイの増設や、「医療的ケア」を必要とする人たちへの支援策を拡充すること。
- ③ホームヘルプサービスや移動支援の拡充など在宅支援を拡充すること。緊急時の支援システムを確立すること。
- 4) 障がい者の高齢化が進行する中で、市町村に地域生活拠点施設の整備を進めること。
- 5) 労働・雇用の保障－就労継続支援 A 型の報酬改悪の撤回を求めること
- ①就労継続支援 A 型の報酬改悪で、事業収益で障がい者の賃金を支払えていない場合、報酬が大幅に引き下げられました。昨年 3～7 月に全国で 4279 人が解雇、329 か所が閉鎖されました。県内では5か所が閉鎖されました。報酬改悪の見直し・撤回を求めること。
- ②法定雇用率の引き上げを厳守させること。2018 年度から始まる精神障がい者の雇用義務化を確実に実施すること。県庁、医療局、教育委員会は率先して実施すること。★
- ③障がい者が職場に定着できるように相談体制とジョブコーチの増員を行うこと。障がい者の医療の拡充を図ること。
- 6) 障がい者の療育や保護者支援
- 障害を自己責任とする契約制度や応益負担はやめて、無料で療育福祉を利用できるようにすること。通所施設の整備、児童発達支援センターの機能強化、保育所等訪問支援事業の保護者負担をなくすこと。放課後デイサービスの整備・拡充を図ること。
- 7) 教育の保障
- ① 特別支援学校の新たな「設置基準」を踏まえて、特別支援学校の施設整備を進め教室不足(24 年度、39)を解消すること。一関清明特別支援学校ではデリバリー給食ではなく完全給食の実施をめざすこと。
- ② 看護師の配置で普通学級に通学できる医療的ケア児に対する支援を強化すること。
- ③ 通常学級における特別支援教育の充実を図るため、学級定数を引き下げるこ。
- ④ 教職員の増員や施設設備のバリアフリー化など教育環境を整えること。
- 8) 障がい者や難病の医療費は、優先して無料化をめざすこと。自立支援医療の無料化を求めるこ。重度心身障がい者(児)医療費助成制度を、国の制度として確立し窓口無料化を求めるこ。
- 9) 岩手県手話言語条例(24 年 4 月施行)の普及と条例に基づく取り組みを進めること。
- 10) 鉄道・バスなど障がい者の交通運賃の割引制度を精神障がい者も対象にし拡充すること。参政権を保障する手立てを講じること。
- 11) 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定をふまえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。

8、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を

- 1) 難病医療費の新制度については、対象疾患(338から348疾患)が増加しましたが医療費助成受給者数は伸びていません。月額上限額の引き上げと「軽症」の場合対象外となっているからです。市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど、難病患者が新たな負担増とならないよう、患者の実態を踏まえた対応を行うこと。低所得者と重症患者の負担はなくすこと。患者数による線引きは中止すること。
- 2) 申請手続きを簡素化し、経過措置の5年以内の見直しに向けて実態調査を行うとともに、継続して医療費助成を受けられるようにすること。医療費無料化を求めるこ。
- 3) 小児期特有の問題解決のための総合的な施策の展開をはかること。
- 4) 難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的対策を強化すること。

9、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を

- 1) 生活保護基準の引き下げは生活保護法に違反するとした最高裁判決を踏まえ、物価高騰の下で以下の対策を緊急に講じるよう国に求めるこ。★
 - ① 生活扶助、住宅扶助、冬季加算などを引き下げた2013年以前に直ちに戻すこと。
 - ② 急激な物価高騰に対応して、生活保護基準を緊急に見直すこと。
 - ③ 生活保護申請をためらわせる要因となっている扶養照会を廃止すること。
 - ④ 老齢加算を復活し、夏季加算を創設すること。
 - ⑤ 生活保護利用者の大学・専門学校への進学を認め、生活保護を利用しながら学ぶ権利を保障すること。
 - ⑥ 生活困窮者支援の窓口での違法な「水際作戦」をやめさせること。
- 2) 新型コロナ感染が継続しているもとで、「貧困と格差」の広がり、生活保護申請者が増加しています。「生活保護は憲法25条に基づく国民の権利です」としおりやポスターに明記し、申請の門前払いを根絶すること。名称も「生活保障制度」に改め、権利性を明確にし、生存権保障にふさわしい制度に改革するよう求めるこ。
- 3) 「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮屈した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。
- 4) 自動車の保有やわずかな預貯金などの「資産」を理由に、保護利用を拒む運用を改めること。★
- 5) 生活保護基準以下で働いている母子家庭の生活保護受給を進めること。「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。
- 6) 生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。生活保護家庭の子どもの学習支援の取組を抜本的に強化すること。

10、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。

- 1) 「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。

- 2) 各種がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下(成人 20%未満)の具体的な取り組みを強化すること。
- 3) どこにいても必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。
- 4) 緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。
- 5) 受動喫煙防止対策を徹底し、受動喫煙防止条例を制定すること。官公庁・公的施設は敷地内全面禁煙とすること。議会棟も喫煙室を廃止し全面禁煙とすること。★

11、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について

- 1) 究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、これまでの取り組みの検証を行い、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。
- 2) 遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりと協定を締結して進めること。
- 3) 遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。
- 4) 沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取り組みを積極的に行うよう求めること。

12、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。

- 1) どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での消費生活相談員の配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。
- 2) 盛岡市消費生活センターの取り組みに学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。
- 3) 専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化をはかること。

二、医師・看護師の大幅増員で、県立病院を拠点に地域医療を守ること 看護師 120 人削減の「県立病院の経営計画(2025-2030)」は見直しを

「県下にあまねく良質な医療の均てんを」という県立病院の創業の精神に改めて立ちかえり、県立病院を地域医療の拠点に位置付け、医療・保健・介護の連携で地域医療を守るための取り組みを地域住民とともに進めることが重要です。

新型コロナ感染症対策では、県立病院は第8波の入院患者の6割を受け入れるとともに、第9波でも4割の入院患者を受け入れました。医師、看護師等医療関係者の献身的な取り組みに心から敬意を表します。

岩手県立病院等の経営計画(2019-2024)の実施状況は、医師の増員計画76人増(初期研修医含み)に対し46人増で計画比で30人の減となっています。奨学金養成医師の配置が186人のうち県立病院に153人、うち沿岸県北に66人配置されました。医師の待遇改善に取り組む

ことが必要です。21年度には釜石病院で出産・分娩ができなくなるなど、産婦人科医師の確保と地域周産期母子医療センターの機能を確保することは切実な課題となっています。県立病院のネットワークによる新専門医制度への対応を進めること。医療クラークや薬剤師等を大幅に増員し、地元医師会や開業医との連携を強化するなど医師を支える具体的な対策を実行すること。

看護師の確保は、経営計画の増員計画は45人(当初66人)の増員計画に対し19人の増員、計画比で26人減となりました。9日夜勤は24年度650人です。看護師不足と労働実態は深刻となっています。

「県立病院の新しい経営計画(2025-2030)」最終案では、医師の増員はわずか23人にとどまり、看護師は120人の減というリストラ計画になっていることは重大です。新型コロナ感染拡大が継続する中で入院患者等が減少し、コロナ補助金が大幅に縮小・廃止されたことが要因の一つですが、医療資材の高騰や賃上げに対応していない診療報酬が最大の問題です。公立病院はもとより全国の病院が深刻な赤字経営を強いられており、全国の病院組織、医療団体が連携して必要な医療の確保、安定した病院経営の確立を求めていくことが必要です。医療費4兆円削減で合意した自民党と日本維新の会による高市政権の下で、診療報酬の大幅引き上げと医療政策の転換を勝ち取り、リストラ計画を乗り越えて県立病院の充実強化を図るべきです。

無床診療所化した診療センターについては、地域の入院機能と地域医療の確保について、県と県医療局が責任をもって地元自治体・地域住民と協議し取り組むことが必要です。

県立病院の経営問題の要因には、国の医療費削減政策による医師不足、診療報酬引き下げ、地方交付税の引き下げ、消費税の増税負担があります。2024年度までの消費税の累計負担額915億円余(24年度分47.9億円)、うち医療局負担額236億円余(7.4億円余)となっています。国の医療政策の根本的な転換を実現し、県立病院と地域医療を守るべきです。

- 1、「県下にあまねく良質な医療の均てんを」という県立病院の創業の精神を堅持し、医師・看護師の大幅増員による県立病院の充実と地域医療の確保に取り組むこと。新型コロナ感染症対策の実績を踏まえ、厚労省の公立・公的病院の機械的な再編統廃合計画の撤回を求める。
- 2、「県立病院等の経営計画(2025-2030)」は見直し、120人の看護師削減ではなく、医師も看護師も大幅増員し、県立病院の充実と地域医療の確保に取り組むこと。★
- 3、県立釜石病院の改築に取り組むこと。久慈病院の救命救急センターの体制の強化を図り診療科の常勤医師確保に取り組むこと。再建整備された県立高田・大槌・山田病院の医師確保に全力を上げ、診療機能の強化を図ること。
 - 1) 奨学生の確保と奨学生養成医師の配置、臨床研修医・後期研修医の確保、新専門医制度への対応、即戦力医師の確保に今まで以上に系統的に取り組むこと。岩手医科大学、東北大学等に対する医師派遣を強く求めること。医師の待遇改善などに積極的に取り組むこと。指導医、専門医の養成、配置に取り組むこと。医師の労働条件の改善に取り組むこと。

- 2) 久慈病院の救命救急センターの機能を果たすために専任の医師を複数配置すること。皮膚科等の診療科に常勤医師を配置すること。釜石病院には奨学金養成医師を指導できる副院長等を配置すること。改築にあたっては医師はもとより関係者の意見を聞いて進めること。★
- 3) 医師を支える医療クラークを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。
- 4) 地元医師会、開業医との連携を強化し、初期救急・夜間救急の確立や広域基幹病院等との連携を図ること。
- 5) 地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取り組むこと。

4、産婦人科医師の養成・確保に今まで以上に取り組み、地域周産期母子医療センターの機能を維持すること。2次医療圏でお産ができる体制をめざすこと。院内助産を進めること。

5、看護師の大幅削減ではなく増員を実現すること。

- 1) 「経営計画」(2025-2030)の看護師の120人大幅削減計画は見直し、看護師の大幅増員で患者に行き届いた看護の充実を図り、月9日以上の夜勤を解消すること。夜勤専任看護師、夜勤2交代制の導入は労働組合との合意を前提に一方的に強行せず見直すこと。
- 2) 全ての看護師が年5日以上の年次休暇を取得することはもとより、いわて県民計画で示した2022年までに年休取得を75%に引き上げる計画の達成めざすこと。年次有給休暇が自由に取得できる労働条件の抜本的な改善を図ること。出産・育児休業等による正規看護師による補充、子育て中の短時間勤務の徹底を図ること。
- 3) 看護師は三交代勤務でも過酷な中で、さらに過酷な夜勤二交代制や夜勤専従などの一方的な導入、強要は行わないこと。
- 4) 大船渡病院の看護科における超過勤務手当不払い問題の教訓を各病院に徹底し、超過勤務の申請を認めない労基法違反の行為の根絶を目指すこと。★

6、紫波地域診療センターの廃止、無床診療所化された診療センターの取り組みについて

- 1) 紫波地域診療センターの廃止(26年3月末)については、紫波町議会の意見書を踏まえ、地域住民への丁寧な説明を行い、地域住民の理解と納得を得られるように進めること。★
- 2) 県立沼宮内診療センターの民間移管への検討を検証し、入院機能の回復をめざすこと。花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること。
- 3) 無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。医師確保の見通しを含め入院ベッドの回復についても検討すること。

7、地域医療の確保と高齢者医療の取り組みを強化すること

- 1) 一関市立藤沢病院や奥州市立まごころ病院などの取り組みに学び、地域住民のニーズにこたえ、医療・介護・福祉の連携を強化すること。
- 2) 市町村立病院への支援と連携を強化すること。西和賀さわうち病院への医師派遣を引き続き進めること。

8、国に対し、地域病院の医師確保、診療報酬の引き上げ、地方交付税措置の拡充と新型コロナ補助金の復活を強く求めること。消費税の当面 5%への減税を求めるこ。

- 1) 新型コロナ感染拡大が継続しているもとで、県立病院を含め、全国の公立病院、民間病院が減収と赤字に直面しており、国に対し地域医療と病院を維持するための緊急対策を講じるよう求めること。新型コロナ感染拡大が継続している中でコロナ補助金を復活するよう求めること。
- 2) 物価高騰を上回る賃上げを実現するための診療報酬の引き上げ、独自の交付金等の対策を求めるこ。
- 3) 医療機器や医療資材等にかかる価格の高騰と消費税は転嫁できず、医療機関の負担増となっていきます。消費税を当面 5%に減税するとともに転嫁できない消費税分の補填措置を講じるよう国に求めること。

三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に

日本共産党は綱領に「日本社会として、少子化傾向の克服に力を注ぐ」の一文を明記しています。少子化傾向の克服には、人間としてのまともな労働と生活の環境を整備する、あらゆる分野で女性差別をなくしてジェンダー平等の社会に変える、生活不安・将来不安を解消する、地域社会の安定を実現するなど、日本社会の様々な分野でのゆがみを正し、真に持続可能な経済・社会にしていくことが必要です。

日本の子どもの貧困率は 24 年 8 月 20 日公表で 11.5%、9 人に 1 人の子どもが「貧困ライン」を下回っています(2022 年「国民生活基礎調査」)。可処分所得の上昇によって全体として相対的貧困率は低下しているものの、ひとり親世帯では最貧困層が増加していることは重大です。

「2023 年度岩手県ひとり親世帯等実態調査結果」では、前回の 5 年前の調査結果と比べ、母子世帯は 8992 で 19.1% 減少、父子世帯は 828 で 26.3% 減少しています。母子世帯の就労率は 92%、母子世帯では月収 15 万円未満が 38.6% と前回比 10% 減少、15~20 万円未満が 28.4% で最多となっています。就労状況では、「正規」が母子世帯で 61.9%、父子世帯で 78.7% で増加しています。「物価高騰の影響で必要な食料や衣服が買えなかつたことがある」が母子家庭で 18.8%、父子家庭で 22.1% となっていることは重大です。

「岩手県子どもの生活実態アンケート調査報告書」(24 年 11 月公表)では、「経済的理由で新しい衣服や靴を買うことができなかつた」が母子世帯で 29.1% と、母子家庭において厳しい生活実態が浮き彫りになっています。母子家庭の子育てに必要な支援では、①子どもの教育のための経済的支援 72.1%、②子育ての手当、公的助成 52.5%、③無償または低料金の学習支援 42.5%、④低い家賃で住める住宅 35.2% となっています。

県は、実態調査結果を踏まえて「いわてこどもプラン」(2025～2029)では、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者の就労の支援」「経済的支援」の4つを重点施策に掲げ取り組むとしています。実効性ある取り組みを推進する必要があります。

子ども食堂の取り組みは、30市町村150か所まで拡大しています。うち県内29市町村、117か所は11月末現在、子ども食堂ネットワークに加入しています。その中で学習支援も取り組まれているのが57箇所となっています。生活困窮世帯等に対する子どもの学習・生活支援事業の24年度の実績は、24市町村で取り組まれ、22年度からは県南広域振興局で新たに家庭訪問等が取り組まれています。

経済的貧困を背景に児童虐待の相談件数は、23年度、相談対応件数1838件(児相)、市町村1154件、合計2992件と過去最多となっています。若い世代の雇用賃金の改善とともに、子育て世代の困窮を解決し、くらしと育児を応援する総合的な対策を進めが必要です。

新型コロナ禍の下で、保育所は社会的インフラを支えるため開所を続け、保育が果たしている社会的役割が浮き彫りになりました。保育士の労働条件の悪化と不足など保育の質が問われています。保育士の配置基準を抜本的に引き上げ、全産業並みの賃金(月5万円低い)の引き上げを行すべきです。19年10月から実施された「保育の無償化」は、3～5歳は副食費が有償となり、0～2歳は非課税世帯のみが無償という矛盾と課題を抱えたものでした。

達増県政が23年度から第2子以降の0歳から3歳未満児の保育料を無償化するとともに、在宅育児支援に月1万円の支援を市町村とともに実施したことは全国に誇るものでした。さらに第1子からの無償化をめざすべきです。

第1子から所得制限なしに保育料の無償化を実施しているのは宮古市など15市町村(+2)に広がっています。すべての市町村で保育料の実質無償化を拡充すべきです。

子どもは未来の主人公であり、社会の希望です。誰もが安心して子育てできる岩手県へ、総合的な対策が求められています。

1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を

1) 男女ともに子育てできる雇用のルールと、まともな賃上げを

- ① 長時間労働を広げる高市政権の労働時間の規制緩和に反対すること。★
- ② 政治の責任で「賃金が上がる国」への改革を進めること。大企業の内部留保に課税し、中小企業への十分な支援とセットで最低賃金を早急に時給1500円(手取り月額20万円程度)に引き上げること。ケア労働者の賃金を引き上げるために、公定価格や報酬を見直すこと。
- ③ 労働者派遣法を抜本改正し、派遣は臨時的・一時的なものに限定し、正社員との均等待遇など、派遣労働者の権利を守る派遣労働者保護法を制定すること。男女賃金格差を是正すること。
- ④ パート・有期雇用労働者均等待遇法の制定など、正社員との均等待遇を図るとともに、解雇・雇止めを規制すること。

2) 安心して働き、子育てできる環境を

- ① 希望する保育園に入所できるように認可保育所を増設・確保し、保育水準を確保しながら隠れ待機児童を含め解消すること。
- ② 学童保育の増設と指導員の処遇改善により、待機児童を解決し、詰め込みの解消を図ること。6年生まで利用できるようにすること。保育料減免を拡充すること。

3) 子育ての経済的負担を軽減し、安心して暮らせる社会に

- ① 大学・短大・専門学校の学費を速やかに半額に引き下げ、将来的には無償にすること。入学金は廃止すること。奨学金は、欧米のように返済不要の給付制を中心に拡充すること。奨学金の返済を半分に減らす減免制度をつくること。
- ② 「義務教育は無償」を定めた憲法26条に即して、学校給食費や教材費など義務教育にかかる費用を国の制度で無償化すること。
- ③ 児童手当の18歳までの支給、児童扶養手当、就学援助の額と対象の拡大など、子育て世代に向けた継続的・恒常的な現金給付を拡充すること。

2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること

1) 「2023年度岩手県子どもの生活実態アンケート調査報告書」を踏まえ、子どもの貧困対策でもある「子どもの幸せ応援計画」に本格的に取り組むこと。

- ① 小学校単位に子どもの居場所を設置するとともに学習支援の強化をはかること。
- ② ひとり親家庭・母子家庭への公的・経済的支援を拡充すること。児童扶養手当の削減措置をやめ、支給額を引き上げること。長期の雇用確保に向けた就労支援、保育所の優先入所、公営住宅への優先入所などを進めること
- ③ 子どもの医療費は所得制限、一部負担をなくし18歳まで完全無償化を実現すること。
- ④ 岩手における子どもの貧困率も明らかにし、貧困削減の目標を示すこと。知事を本部長とする全庁的な推進体制を確立し、県政の重点課題の一つとして県民運動として取り組むこと。

2) 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を

- ① 就学援助制度の周知徹底を図り、対象となるすべての生徒が申請・受給できるようにすること。対象費目と金額の拡大を図ること。被災児童就学援助の継続を求める。学校給食費の現物給付化、修学旅行費用の概算払いを徹底し、経済的理由で修学旅行に行けない生徒をなくすこと。
- ② 児童扶養手当の増額、とくに、全体の約6割を占める第1子のみの世帯への支援を拡充すること。年6回の分割支給を毎月支給に変え、現行18歳までの支給を20歳まで延長するよう求める。支給開始後5~7年で手当を最大2分の1に削減する仕組みを撤廃すること。
- ③ 制服代、給食費、修学旅行の積み立てを含めた、義務教育の完全無償化をめざすこと。高校教育の完全無償化と国の責任による給付金制度の確立を求める。大学・専門学校の授業料を半額にすること。月額3万円の給付制奨学金を70万人規模に拡充すること。有利子の奨学金はやめ、すべて無利子とすること。返済が困難になった人への救済措置を講じること。

3) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。

- ① 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の取り組みを全市町村に広げ、自治体負担をなくすよう国に求めること。
- ② 子ども食堂の取り組みを全市町村に広げ、当面中学校区にまで広げること。子ども食堂のネットワークに対する支援を強化すること。
- ③ 学童保育の増設と指導員の配置・待遇の改善、大規模化の解消を図ること。児童センターの拡充を図るとともに、一人ぼっちの子どもをなくす多様な居場所を確保すること。

4) 児童養護施設、乳児院、自立支援ホーム、里親など社会的養護のもとで生活する子どもたちに、きめ細かな支援ができるようにすること。

- ① 施設の小規模化、支える職員の配置基準の見直し、専門職の配置を行い、職員の待遇改善を図ること。
- ② 施設を退所する若者に、公営住宅の優先利用など住まいを保障し、独自の給付制奨学金制度を確立し、進学・就労を継続的に支援すること。

5) スクールソーシャルワーカーをすべての小中学校に配置するとともに、専門資格を持つスクールカウンセラーは正規職員として採用すること。パート待遇のスクールカウンセラーの会計年度任用職員への移行にあたっては、時給の引き下げを行うことなく待遇の抜本的な改善を図ること。

6) 児童虐待防止対策を強化するために、児童福祉司等を大幅に増員し、児童相談所の体制の強化を図ること。市町村の児童虐待対策については専門職の配置と養成など体制と取り組みを強化し、市町村子ども家庭センターの設置を促進すること。

7) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること。

- ① 労働者派遣法の抜本的改正を行い、働くなら正社員が当たり前の社会にすること。ギグワーカー、フリーランス、シフト制労働者の権利保護のルールを作り、非正規ワーカー待遇保護法(仮称)の制定をめざすこと。
- ② 同一労働同一賃金、均等待遇を徹底し、労働基準法、男女雇用機会均等法、パート労働法、労働者派遣法に明記し、「非正規から正規へ」の流れをつくる労働法制の改革を求める。
- ③ 最低賃金を時給 1500 円に引き上げること。全国一律最低賃金制に踏み出すこと。社会保険料や賃金助成など、中小企業の賃上げに本格的な支援を行うこと。
- ④ ひとり親家庭の安定した正規の就労への支援を強化し、就労と子育てが両立するようにすること。生活保護の対象となる場合は積極的に活用できるようにすること。

3、第 2 子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること

- 1) 国・自治体の責任で、新型コロナ対策を強化し、感染拡大期には保育所での定期的検査の実施、抗原検査キットの配布で機敏な対応ができるようにすること。
- 2) 23 年度から実施された第 2 子以降の保育料の無償化と在宅育児支援(月 1 万円)の取り組みをさらに前進させ、第1子からの無償化をめざすこと。

- 3) 希望する保育園に入所できるように認可保育所の増設・確保を進め、待機児童の解消を図ること。
- ① 待機児童は、25年4月1日段階では5人となっていますが、希望する保育所に入れないなどの隠れ待機児童152人を含めて解消することが必要です。10月段階ではさらに増加しています。年内に発生するすべての待機児童、隠れ待機児童を解消する計画を立て、公立保育所を含め認可保育所の新增設・確保を進めること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子どもを含め待機児童を解消する計画を立てること。
 - ② 保育士の配置基準をどの年齢でも増員するなどさらに改善を図ること。
 - ③ 延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。
 - ④ 公立保育所の民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。
 - ⑤ 県が設置した府内保育施設「うちまる保育園」は、認可保育所としてモデルとなるよう運営すること。
- 4) 保育士の賃金引き上げ、待遇を改善し、保育士不足を解決すること。保育士修学資金貸付制度の活用を進め、奨学金返済を免除するなど拡充すること。保育士の住宅確保支援などを積極的に活用すること。

4、学童保育を量的にも質的にも拡充すること

- 1) 学童保育の職員配置基準や資格の基準を、国が事実上撤廃することに反対し、撤回を求めるこ。
- 2) 「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善をはかること。学童保育の増設を図り、待機児童(24年5月1日現在、盛岡、奥州の2市189人)の解消に取り組むこと。
- 3) 指導員の正規化・労働条件の大幅な改善をはかり、放課後児童支援員の複数配置を行うこと。指導員の待遇改善事業は自治体負担が重く、実施自治体が2割程度にとどまっています。活用しやすいように制度の改善を求めるべきです。
- 4) 大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行い解消を図ること。
- 5) 学童保育の無償化を国に求めること。利用料の軽減策を講じること。ひとり親世帯、低所得者世帯に対する減免を拡充すること。★

四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を

7月の参院選で最大の争点となったことは、物価高騰から国民の暮らしを守る課題は、消費税の減税・廃止か、一時しのぎの給付かということでした。すべての野党が消費税の減税・廃止を掲げ、自公政権は過半数を割る敗北を喫しました。国民の審判は消費税の減税・廃止の実現でした。高市政権は国民の審判を受け止めて消費税の減税に踏み込むべきです。消費税減税を公約した野党は公約を守り消費税の減税の実現に真剣に取り組むべきです。

コロナ禍に続いて、さらに急激な物価高騰が重なり中小企業・小規模事業者の経営も逼迫してきています。あらゆる分野で物価が高騰しており、消費税を5%に引き下げるこそ最大の景気対策です。消費税増税となっているインボイスは中止すべきです。

県は23年12月補正による物価高騰対策で、全国に先駆けて21億円の中小企業の賃上げを直接支援する「物価高騰対策賃上げ支援金」を打ち出しました。昨年12月臨時県議会では、第2弾となる「賃上げ支援金」を打ち出し12月1日現在、2944件、17億6058万円、29343人の申請がありました。第1弾を大幅に上回る実績となりました。さらに12月県議会に、国に先駆けて第3弾となる「物価高騰対策賃上げ支援金」(27億円)を提案したことは高く評価できます。

県内の建設労働者の賃金は、大工の一人親方の場合、公共工事設計労務単価は31300円と毎年引き上がっていますが、現場の実態の単価は5割程度にとどまっています。県の公契約条例(岩手県が締結する契約に関する条例)に「賃金条項」を明記することは、野田市や川崎市等の先行事例から見ても切実で緊急の課題です。

住宅リフォーム助成事業は、23年度、県内で974件、補助額1億7205万円、対象工事費13億5221万円となっており、7.85倍の効果を上げています。そのほかに盛岡市など経済対策で住宅リフォーム助成に取り組んでいる市町村もあり、短期間に事業費に達するなどの状況となっています。消費者にとっても小規模建設事業者にとっても大きな成果が上がっています。住宅リフォーム助成事業の継続と拡充、省エネリフォーム、空き家リフォームや商店等のリフォームに取り組むことが必要です。

- 1、緊急対策として消費税5%への減税とインボイスの中止を国に強く求め、消費不況を打開し、国民のくらしと事業者の経営を守り、経済の危機打開をめざすこと。★
- 2、新型コロナ禍に続く物価高騰と最低賃金の大幅な引き上げのもとで、中小企業の賃上げ支援「物価高騰対策賃上げ支援金」第3弾を早急に実施すること。★
- 3、経営革新計画に基づく中小企業の生産性向上を目指す「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金」(1億円)を大幅に拡充すること。資材高騰と賃上げを踏まえた価格転嫁の取り組みを強化すること。★
- 4、中小企業への伴走型支援を強化するために商工団体の経営指導員の待遇改善と増員を図ること。★
- 5、賃上げとともに労働時間の短縮を実現すること。安定した雇用の拡大で、7時間働けば普通に暮らせる社会に。★
 - 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、7時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。
 - ① 最低賃金を直ちに全国一律に時給1500円へ引き上げること。その財源は、安倍政権以来積み増しされた大企業の内部留保200兆円に年2%の課税を5年間実施し、賃上げ分と気候危機打開分の経費を除外して10兆円の財源をすべて中小企業への支援に回すこと。★
 - ② 残業代ゼロ制度を廃止し、すべての労働者を対象に「残業は週15時間、月45時間、160時間まで」と上限を労働基準法で規制し、長時間労働を是正すること。

- ③ 労働者派遣法の抜本改正し、非正規労働者の正社員化を進めること。ギグワーカー、フリーランス、シフト制労働者の権利を保障する非正規ワーカー待遇改善法(仮称)の制定を求めるこ。
 - ④ 保育・介護・障害福祉労働者に国の責任で、直ちに月5万円賃上げし、一般労働者との格差是正に取り組むよう国に求めること。
- 2) 賃上げと一体に、労働時価を短縮し、「自由な時間」を増やすこと。ヨーロッパでは当たり前の「1日7時間、週35時間労働制」への移行をめざすこと。★
 - 3) ブラック企業・ブラックバイトを厳しく規制し、無法なリストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。
 - 4) 「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例・「岩手県が締結する契約に関する条例」に、全国の先行事例を踏まえ「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。★
 - ① 県が発注・委託する事業で、労働者が時給1500円等の適正な賃金・労働条件が確保されるよう実態調査を行うなど改善を図ること。
 - ② 川崎市などの先行事例を踏まえ、公契約条例・「岩手県の契約に関する条例」に、県発注の公共事業においては労働者の賃金が公共工事設計労務単価の8~9割の賃金が保障されるように「賃金条項」を明記し取り組むこと。★
 - ③ 約7割の労働者が非正規・低賃金となっている県の指定管理者制度について抜本的な見直しと改善を図ること。日本図書館協会も反対している県立図書館の指定管理者制度については根本から見直すこと。
 - 5) 失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を切り開く取り組みを進めること。

5、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。

- 1) 岩手労働局と連携し、就職支援員の取り組みと体制を強化して正規の求人の確保と県内就職率引き上げに全力をあげること。大学・高校と県内企業との連携を強化し、県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。いわて県民計画(2019-2028)をふまえ、高校生では84.5%、大学生では大学共同の目標である55%の早期の達成をめざすこと。★
- 2) 新卒3年を超えた青年の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。
- 3) 就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に生かすこと。
- 4) ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充をはかること。
- 5) フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。
- 6) キャリア教育では、小学校段階から取り組み、地域の企業との連携強化とともに、労働基本法など労働者の権利を身につけることを徹底すること。

6、誘致企業の一方的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。

- 1) 大企業・誘致企業等の一方的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくるとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。
- 2) 離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあっせんと、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。

- 3) 県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強く求めること。

7、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。

- 1) ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。
- 2) 失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。
- 3) 生活保護の適用を含め、首切り・失業によるホームレス等を絶対つぐらないこと。

8、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。

- 1) 国の責任で35人学級を早期に実現すれば数百人の教員増、特養ホームの待機者解消(早期入所必要615人、100人定員で6か所、360人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が69.3%(22年度)にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(891人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。

9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。

- 1) 小規模企業振興基本法と中小企業振興条例に基づき、県内中小企業・小規模企業を地域経済と地域社会の主役としての役割を明記し、その現状と課題を明らかにすること。
- 2) 中小企業の最も切実な人材の確保・育成に取り組むこと。事業承継の取り組みを強化すること。中小企業、行政、大学・高校・専門学校等との連携を強化すること。
- 3) 中小企業の自主的な取り組みを基本にしつつ、営業力・販売力・新商品開発や技術革新への支援を強化すること。大学や工業技術センター、金融機関等との連携を強化すること。中小企業間、異業種等との連携を強化すること。
- 4) 中小企業の「事業の持続的発展」の重要性を踏まえ、事業継承・後継者対策に取り組むこと。
- 5) 条例に基づく毎年度の事業実績の報告に当たっては、中小企業者を含めた第三者機関で検証し、翌年度の政策・方針に生かすようにすること。

10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。

- 1) 県として住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。省エネリフォーム、商店街リフォームも助成の対象として大規模に取り組むこと。
- 2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を件数でも金額でも引き上げること。2023年度は、件数では82.0%、金額では85.5%にとどまっています。県の計画である件数で90%の目標を早期に達成すること。
- 3) 「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。

11、大企業・大手住宅メーカー・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など、下請けいじめをやめさせる取り組みを国と連携して強化すること。★

- 12、「コロナ・物価高騰で倒産させない」の立場で、ゼロゼロ融資の債務残高を別枠にし、新規融資が受けられるように金融機関と連携して取り組むこと。
- 13、「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用し、大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)にもとづく県の調査・調整を活用し、商店街を守る対策を強化すること。
- 14、悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。サラ金並みの金融機関のカードローンの実態を把握し規制を求めるここと。多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。
- 15、平泉、橋野鉱山、御所野遺跡の世界遺産登録と三陸復興国立公園、高田松原復興祈念公園・津波伝承館、三陸ジオパークの認定等の観光資源を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。復興支援ツアーや三陸鉄道を活用した震災教育旅行、世界遺産巡りなど沿岸・県北の観光対策を抜本的に強化すること。

五、コメの需給と価格に国が責任を持ち、コメ不足コメ価格の高騰対策を講じること。食料自給率の向上で持続可能な農業と農山村の再生を図る。

コメ不足と価格高騰をもたらしたのは、歴代自民党農政の失政です。「需要に応じた生産」の名のもとに減反を押しつけ、ぎりぎりの生産計画にしてきたこと。コメ農家への支援策を切り捨て、コメ生産の生産基盤を弱体化させてきたこと。市場まかせの政策によって長期に米価が下落し、コメ農家が激減してきたこと。国内の農家には減反減産を押し付けながら、ミニマムアクセス米を20数年来にわたって、国内生産量の1割にあたる77万トン輸入し続けてきたことが要因です。コメ農政の転換が求められているのに、高市政権では何の反省もなく農家に自己責任を押し付ける従来の破綻した農政を続けようとしていることは重大です。

県内の基幹的農業従事者は3万2562人で10年前と比べて2万6600人、44.9%減少(2025年農林業センサス)しています。平均年齢は69.4歳です。酪農家戸数は650戸で5年間で185戸、22%減少しています。生産基盤の縮小は重大な問題です。

岩手県は「いわて農業生産強化ビジョン」(2025—2028)を7月に策定しました。食料自給率をカロリーベースで106%から120%に、農業産出額を2975億円から3500億円に引き上げる目標を掲げたことは評価できます。しかし、新規就農者数は286人から300人にしか伸びないこと、基幹的農業従事者が5年後の2030年には28200人まで減少する見通しとなっていることは問題です。生産基盤をどう維持、拡大するかの計画と対策が必要です。

新型コロナ禍に続く物価高騰、飼料・肥料・農業資材等の高騰で酪農・畜産農家はもとより、農林水産業全体が厳しい状況に置かれています。酪農家は2019年の878戸から2023年の728戸と直近の4年間で150戸、17%の減少となっています。異常な円安のもとで飼料・肥料等の農

業資材が高騰しており、農家に負担を押し付けるのではなく、政府の責任で高騰分は全額補填すべきです。

農家が危機的状況に追い込まれているときに高市政権は、2027年度までに水田活用直接支払交付金を廃止し作物別に支援する方向で再編しようとしています。水田における麦・大豆・飼料作物などの生産を衰退させ、食料自給率の向上にも逆行するものです。「令和7年度の水田における作付け状況」では、主食用米が昨年度より3800ha増となりましたが、飼料用米が1908ha減、飼料用作物が722ha減など水田面積は大幅に減少しています。農家の減収と荒廃農地の増加が危惧される状況です。水田活用交付金の廃止は中止すべきです。

今必要なことは、物価高騰、農業資材代の高騰、コメ不足が続く中で、国民の食料を外国に依存するのではなく、食料自給率を高め国内の農林水産業を守ることです。

国連は、2019年から2028年を「家族農業の10年」として、加盟国及び関係機関に対し、食糧安全保障の確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業にかかる施策の推進・知見の共有等を求めています。大規模化・効率化一辺倒ではなく、日本と岩手の実情に合った家族農業を重視し、必要な価格保障と所得補償の拡充こそ図るべきです。

日本は、食料自給率が下がってわずか38%に、先進国の中でも異常な低さです。米価はこの10年間で4割以上も下落し、今年はコメ不足の中で一時的に上昇していますが、規模拡大に取り組んできた大規模農家や集落営農組織が大きな打撃を受けています。

国民に安全な食料を供給し、国土や環境を守るため、将来に向けて安心して農業に励み、農村で暮らし続けられる条件を整備すること、食料自給率を当面50%に引き上げることを大前提に、価格保障・所得補償を実施することは最大の柱です。

農林漁業など第一次産業の衰退は、地域経済を疲弊させ、「限界集落」を広げる要因ともなっています。農林漁業の生産を拡大すれば、それに関連する食品加工、関連企業、サービス、製造業も活性化し、生産額の3倍もの規模で地域経済に波及する効果があります。

1、ゆとりある生産でコメ不足・価格高騰を打開するコメ政策の転換を ★

- 1) コメ不足打開へ、コメの需給や価格の安定に政府が責任を果たすこと。ゆとりある需給計画のもとに、コメの増産、備蓄を図ること。
- 2) 再生産可能な米価へ、価格保障と所得補償を実施すること。余剰米については国が責任をもって余剰在庫を買い上げ、備蓄、生活困窮者や海外への支援に回すこと。
- 3) 大規模経営とともに中小農家、兼業農家、新規参入者などを含め大事な扱い手に位置付け支援すること。
- 4) コメの生産基盤を弱体化させるコメの輸入拡大には断固反対すること。ミニマムアクセス米の削減・廃止を求める。水田活用直接支払い交付金の廃止に反対し、水田の多面的活用を推進すること。
- 5) 低所得者などへの食糧支援を抜本的に強化すること。

- 6) 米の消費拡大に本格的に取り組むこと。学校給食の米飯給食は週4日以上をめざし日本型食生活の定着をめざすこと。県立病院はもとより民間の病院、ホテル・旅館、レストラン、民間事業者の社員食堂、保育園などで県産米の活用を進めること。

2、酪農・畜産危機打開、農業と農家を守る緊急対策を講じること。★

- 1) 飲用向け生乳の販売価格が生産費を下回った場合、差額を補填する制度を創設すること。加工原乳の補給金単価についても再生産可能な水準に引き上げること。
- 2) 乳製品のカレントアクセス輸入を減らし、国産の備蓄を増やすなど政府の責任で生乳需給の安定を図ること。
- 3) 需要が伸びているチーズを外国産から国内産に切り替えるため、チーズ向け入荷を輸入価格並みに引き下げたうえ、生産費との差額を政府が補填する制度の創設を求めるこ。
- 4) 牛・豚マルキン制度(肉用牛肥育経営安定交付金、肉豚経営安定交付金)は、積立金の4分の1を生産者が負担するうえ、基準となる経費が過去数年間の平均をとるため、餌代急騰のもとでは経営が維持でない状況です。牛・豚マルキン制度は国の全額負担による直近の生産費を補填する制度に改善を求めるこ。
- 5) 中山間地等直接支払制度は、複数集落による広域加算、支援単価に条件不利の補正にとどまらず、中山間地域に居住すること自体を支援することを含め抜本的な改善を求めるこ。高齢者の見守りなど生活支援への加算の廃止は見直し継続・充実を求めるこ。
- 6) 収入保険制度については、対象者を青色申告者(2割)に限定するのをやめ、農業者の保険料負担を軽減し、基準となる収入も生産コストと関連させるなどの改善を図ること。
- 7) 環境保全型農業、荒廃農地でのソーラーシェアリングの推進(現在2か所)、有機農業に本格的に取り組み、学校給食等での活用を図ること。

3、日米貿易協定、日欧EPA、WTO、TPP協定など、食料輸入自由化路線の中止を求めるこ 食料主権を保障する貿易ルールの確立を求めるこ。

4、国連「家族農業の10年」(2019~2028)に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担 い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。

- 1) 国連「家族農業の10年」(2019~2028年)の趣旨を踏まえ、家族農業の役割を評価し、岩手の実情に合った家族農業の推進を図ること。
- 2) 大小多様な家族経営の育成・支援を基本に、農業を続けたいと願うすべての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とする地域農業、岩手型集落営農を推進すること。
- 3) 地域農業を支えている大規模経営や集落営農を支援すること。
- 4) 青年就農給付金事業は、農地集積をめざす「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学校の施設整備と教育・研修の拡充をはかること。
- 5) 有機農業を飛躍的に拡大すること。
- 6) 株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。

5、農業予算を岩手の基幹産業にふさわしく拡充し、後継者を確保できる価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。

6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。

- 1) 東京電力福島第一原発事故による放射能汚染による原木シイタケ、キノコ、山菜等の出荷規制の早期解除を求める。早期の全面賠償を強く求めること。
- 2) 輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。
- 3) 地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場のコメや農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。
- 4) 今年発生した鳥インフルエンザの教訓を生かし、一斉消毒措置、豚熱対策など各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への補償にも万全の対策を講じること。豚熱・口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。
- 5) 米国産牛肉の輸入を30カ月齢まで規制緩和したことに反対し、BSE対策の全頭検査を維持すること。
- 6) ニホンジカ等の鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。電気柵設置の効果が表れており「シカ防護網等設置事業」(県単)を拡充すること。「鳥獣被害防止総合支援事業」(国の補助事業)、「鳥獣被害防止総合交付金」(国庫)の拡充を求める。ニホンジカ等の個体管理を徹底し野生獣の防除と捕獲を強化すること。

7、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。

- 1) 植林後50年程度で伐採する短伐期一辺倒を見直し、地域の森林資源の実態に対応し、長伐期や複層林など多様な施業方式を導入し、持続可能な林業を進めること。自伐型林業を担い手として位置づけ、森林・山村多面的機能発揮対策交付金の拡充など支援すること。
- 2) 外材依存政策を転換し、かろうじて残されていた製材や集成材などの関税撤廃を受け入れた日欧EPA、TPP11の中止を求める。
- 3) 森林整備、間伐の取り組みを抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備を進めること。住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。
- 4) 「いわて森林づくり県民税」の取り組みに当たっては、森林所有者との連携を強化し、間伐(混交林誘導伐)とともに植栽にも積極的に取り組むこと。林野火災からの林地再生、緩衝地帯の整備への活用を進めること。被害木、枯れ死木等の伐採処理など新規事業に積極的に取り組むこと。林業労働者の待遇改善と確保に取り組むこと。
- 5) 「ウッドショック」に対応できる国産材・県産材の安定供給体制を確立すること。
- 6) 現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。

- 7) 森林を大規模に伐採する太陽光発電は見直し、環境アセスメントの実施を義務付けること。木質バイオマス発電などの施設は、外材依存ではなく、地域の資源量に即した配置とすること。
- 8) 林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。
- 9) 「緑の雇用事業」や「緑の青年就業準備給付金」事業を思い切って拡充するなど、系統的な林業就業者の育成と定着に取り組むこと。
- 10) 国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の意見を反映した管理運営を行い、地域の林業事業体の育成を図るよう国に強く求めるこ。

8、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。

- 1) サケ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種の記録的な大不漁に対し、科学的な調査の実施と漁業・水産業振興に対する緊急対策を講じること。多様な漁業資源の活用・魚種転換と商品開発、販路の拡大、新たな養殖事業等に思い切った支援策を講じること。
- 2) ワカメ、コンブ、アワビ、ウニ、ホタテガイ、カキなどつくり育てる漁業の再建をはかること。
- 3) クロマグロの漁獲枠の拡大を求めるこ。国内配分では沿岸漁業の配分を増やすよう求めるこ。
- 4) サケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。
- 5) 2022年「小規模伝統漁業・養殖業に関する国際年」の取り組みを継続し、小型漁船漁業の復興・再生と具体的な振興策を講じること。
- 6) 新規漁業就業者支援制度を充実させること。県としても水産アカデミーの卒業後の就労と自立への支援を強化し、漁業の担い手対策を強化すること。
- 7) 改正漁業法の問題点を明らかにし、漁業者の意見を反映させながら実施すること。
- 8) 福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。
福島原発事故の汚染水の海洋投棄に反対すること。(再掲)

六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素・省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を

2024年の世界の平均気温が史上最高を記録し、産業革命前の水準を1.55°C上回りました。日本でも猛暑、豪雨、豪雪、山火事などが頻発し、農業や水産業にも大きな被害を与えています。このままでは、「後戻り」できない破局的な事態に陥ってしまいます。日本の平均気温は100年当たり1.4°Cで上昇していますが、岩手県の平均気温は、100年当たり1.9°Cの割合で上昇しています。

これから10年が決定的です。国連は、気候危機の回避に不可欠な「1.5°C目標」達成のために、世界全体の温室効果ガス排出量を2035年までに60%(2019年比)することが必要としています。先進国排出大国など各国が野心的目標を持ち対策を加速させることが強く求められています。

ところが日本政府が国連に報告した削減目標は、「2013年度比60%削減」(2019年度比53%削減)にとどまっています。これは経団連の要求を丸呑みしたもので、世界第5位の排出国日本への要請に応えておらず、国際社会から強い批判を受けています。

福島原発事故が発生した日本でこそ、原発や石炭火力から脱却することが求められています。岩手県としても、温室効果ガス排出量の削減目標を見直し、再生可能エネルギー導入と省エネルギー社会の実現へ、今まで以上に役割を果たすことが求められています。

県内で 2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロを表明しているのは、北いわて 9 市町村と八幡平市、宮古市、一関市、紫波町、釜石市、岩泉町、大船渡市、盛岡市、矢巾町、陸前高田市の 19 市町村です。市町村での温室効果ガス排出量の削減目標(実行計画)を策定している市町村は 3 月末現在で 23 市町(+8)となっています。宮古市、久慈市、紫波町、陸前高田市、釜石市の 5 市町は、脱炭素先行地域に認定され取り組みを進めています。

1、2030 年度までに温室効果ガス削減量を 57% 削減する県の目標を引き上げ、地球温暖化対策実行計画改定の具体化を図り、県民・事業者、市町村との連携を強化して、気候危機打開に本格的に取り組むこと

- 1) 2035 年までに 13 年度比 75~80% 削減(19 年度比 71~77% 削減)をめざすよう国に求めること。県の 2035 年までの温室効果ガス削減目標を 75~80% に引き上げること。気候危機打開の緊急性と重要性を行政と県民、事業者、市町村が共有し、力を合わせて取り組むように、第二次岩手県地球温暖化対策実行計画を見直しすること。★
- 2) すべての市町村が「実行計画」(区域施策編)を策定するように県として支援し、2050 年の CO₂ 排出「実質ゼロ」や 2035 年までに 75~80% 削減めざす実行計画を、住民参加で策定すること。
- 3) 県民と各分野の事業者、団体が、温室効果ガス削減目標を共有し、協力して省エネルギーと再生可能エネルギーの導入に取り組むこと。
- 4) 全庁的な推進本部、各界が参加する県民運動の推進本部を設置し取り組むこと。

2、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革をめざすこと

- 1) 電力分野、産業分野、運輸・交通分野、都市・住宅、自治体の各分野で、省エネ・再エネの具体的な計画を持ち、具体的な支援策も講じ、社会システムの改革をめざすこと。
 - 2) 省エネルギーの推進に当たっては、高断熱高気密の高性能住宅の整備を推進し、県産材の活用を含めた一体的な県の補助制度を拡充すること。長野県等の取り組みを参考に省エネの電気製品等の普及を図ること。
 - 3) 再生可能エネルギーの導入に当たっては、県営住宅を含め県有公共施設への太陽光発電の設置を推進すること。住宅、事業所、農地等への太陽光発電の設置を推進すること。森林破壊や土砂崩れ、住環境破壊となる乱開発を許さず、環境を守る規制を強化すること。
水力・太陽光・風力・地熱・バイオマス発電など具体的な目標を掲げ、地産地消の立場で推進すること。
 - 4) EV 車(電気自動車)の普及を軸に、2030 年までの普及目標を持って取り組むこと。鉄道・バスなどの公共交通システムを構築し積極的に推進すること。
- 3、PFAS(有機フッ素化合物)による水道水等の汚染実態の調査を行い、公表すること。安全対策を徹底すること**
- 4、県央ブロックごみ処理広域化計画は、ごみの減量・資源化・リサイクルの計画を前提に大型焼却場ありきの計画を見直すこと**

七、ジェンダー平等—個人の尊厳と人権が尊重される社会に

ジェンダー平等は、だれもが人間らしく尊厳をもって生きられる社会の大前提です。この数年で、大激動というべき歴史的変化が起こっています。2022年7月から男女賃金格差の実態公表を企業(301人以上)に義務付けることが実現し、2026年4月から101人以上の企業にも拡大され、さらに女性管理職比率も公表が義務付けられます。

2023年7月には、性暴力根絶に向けて刑法が改正され、「不同意性交等罪」が創設されました。

2024年4月には、困難を抱える女性への支援法が施行されるなど前進しています。

パートナーシップ制度のある自治体は、人口の7割に達しています。同性婚や性別の変更の手術要件をめぐって、憲法にのつとり、当事者の権利を認める画期的な司法判決が続いている。

選択的夫婦別姓が国民の圧倒的世論となり、日本経団連が求めるまでに社会は変化しています。自公政権が衆議院で過半数割れとなった国会で28年ぶりに選択的夫婦別姓制度について国会審議が開始されました。一方で、日本維新の会と自民党が連立した高市政権は、旧姓の通称使用を法制化する法案を来年の通常国会に提出しようとするなど逆流も起きています。

日本のジェンダーギャップ指数は146か国中118位(2025年)と低迷しています。

LGBTQ+など多様な性を認め合う社会に向けた動きが大きな流れとなっています。「生理の貧困」が社会的な運動となり、学校や公共施設などに無料で生理用品を置く取り組みが進んでいます。経口避妊薬の承認など、女性の権利を尊重した安全な中絶へと政治を動かしています。

賃金の平等はジェンダー平等社会を築く土台です。正社員で女性の賃金は男性の77.6%、非正規を含む平均給与は、男性568.5万円に対し女性は315.8万円(55.8%)にとどまっています(国税庁民間給与実態統計調査)。生涯賃金では1億円近い格差となり、年金にも連動します。

ジェンダー平等の社会とは、誰もが性別にかかわらず個人の尊厳を大切にされ、自分らしく生きられる、すべての人々にとって希望に満ちた社会です。ジェンダー平等の日本と岩手の実現に本格的に取り組むことが必要です。

1、男女の賃金格差を政治の責任で是正すること

1) 男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でのジェンダー平等を進める

- ① 男女の賃金格差を政治の責任で是正すること。企業に男女別平均賃金の把握、公表、格差是正計画の策定・公表を義務付けること。間接差別をなくすこと。★
- ② 女性が多く働く介護・福祉・保育などケア労働の賃金を「全産業平均」並みに引き上げること。非正規雇用の正規化と待遇改善、長時間労働の是正に取り組むこと。
- ③ 家族的責任と働くことを両立できる労働のルールをつくること。
- ④ ハラスメントを明確に禁止し、なくすこと。

2、選択的夫婦別姓の早期実現、LGBT平等法の実現をめざし、同性婚を認め、多様性が尊重される社会の実現をめざすこと。県として同性パートナーシップ・ファミリーシップ制度(東京都を含め導入人口は約7割)を導入すること。

- 1) 選択的夫婦別姓制度を早急に実現すること。
- 2) LGBT 平等法を制定し社会のあらゆる場面で性的マイノリティーの権利保障と理解促進を図ること。
- 3) 同性婚を認める民法の改正を行うこと。
- 4) 県として同性パートナーシップ・ファミリーシップ制度を早急に導入すること。市町村でのパートナーシップ・ファミリーシップ制度(県内 15 市町村が実施)の実施を支援すること。

3、女性に対するあらゆる暴力を根絶する取り組みを強化すること

- 1) 刑法・DV 防止法を改正し、被害者支援を強化すること。婦人相談員の抜本的増員と相談支援体制の拡充を進めること。
- 2) 性暴力被害者支援ワンストップ支援センターの体制を確立・強化すること。痴漢被害の実態を調査し、相談窓口の充実、加害根絶のための啓発や加害者更生を推進し、「痴漢ゼロ」の取り組みを強化すること。
- 3) 日本が責任を負う戦時性暴力=「慰安婦」問題の解決を進めること。

4、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った取り組みを進めること

- 1) 子どもの年齢、発達に即した、科学的な「包括的性教育」を公教育に導入すること。歯止め規定を撤廃すること。
- 2) 避妊も中絶も女性の大切な権利です。避妊薬と緊急避妊薬を安価で入手しやすくなること。中絶薬を安価でアクセスしやすくなること。中絶医療を国際水準まで高めること。
- 3) 明治期から残る刑法の自己墮胎罪や、母体保護法の配偶者同意要件を廃止すること。
- 4) 生理用品の恒久的な無料配布、学校など公的施設のトイレへの設置を進めること。
- 5) 職場や学校などで生理に関する知識や理解を深め、女性が過ごしやすい環境を整えること。

5、意思決定の場に女性を増やし、あらゆる政策にジェンダー平等の視点を貫くこと

- 1) 「2030 年までに政策・意思決定の構成を男女半々に」の目標を掲げ、本気の取り組みを進めること。
- 2) 政治分野における男女共同参画推進法の立法の趣旨に沿い、パリテ(男女議員同数化)に取り組むこと。
- 3) 女性差別撤廃条約を実効あるものにするため、「調査制度」と「個人通報制度」を定めた選択議定書の早期批准を求めること。

八、パワハラによる県職員自死事件を教訓に、ハラスメントを許さず人権が守られる社会と職場の実現を ★

この間、上司のパワハラによって若い職員が自死する重大な事件が県庁知事部局と警察本部において発生しました。痛恨の極みです。どちらの事件も、上司による職員の人権と尊厳を侵害する叱責・暴言等によるものです。両方の事件は遺族から損害賠償請求され、県議会の議決を経て賠償されています。さらに、悪質なパワハラだったとして加害者に求償権が行使されています。県職員の事件の場合、2020年4月に発生した事件から5年余にわたって公表されてこなかったことも重大です。直接には加害職員とその上司にハラスメントへの認識が不足していたことがありますが、県庁全体にハラスメントへの認識が不足し、ハラスメントを予防、禁止する取り組みも体制もなかったことがあります。

この事件以降、県はパワハラ防止に関する基本方針を策定し相談窓口を設置しましたが、2020年から今年9月までの相談件数はわずか38件で、パワハラの認定はゼロにとどまっています。

国際労働機関(ILO)は2019年に、「労働の世界における暴力とハラスメントを撤廃する条約」(第190号)を採択し、2021年6月に発効しています。防止・撤廃のための包摂的総合的な取り組みや、それらを定義し、禁止する法令の制定などを求めています。日本政府は条約には賛成したものに批准していません。条約は、ハラスメントの定義について、「単発的か反復的かを問わず、身体的、精神的、性的又は経済的害悪を与えることを目的とした、またはそのような結果を招く可能性のある一定の許容できない行為及び慣行又はその脅威」としています。「ジェンダーに基づく暴力とハラスメントを含む」と特記していることも重要です。日本には、ハラスメントを定義し禁止する法律ではなく、被害者への補償や救済も規定されていません。

国に、ハラスメント禁止規定を明記し、被害者救済措置を強化する法律を制定するよう求めるとともに、二つのパワハラ自死事件を教訓に、岩手でこそハラスメントを許さず、一人一人の人権と尊厳が守られる社会と職場をつくるために全力で取り組みを強化すべきです。

1、法律でハラスメント禁止規定を明記し、被害者救済措置の強化を

- 1) 男女雇用機会均等法や介護・育児休業法、労働施策総合推進法などの法律に、ハラスメント行為の定義、ハラスメントを禁止する規定を明記させ、適切な制裁、被害者への保障や救済措置を規定すること。
- 2) ハラスメントから保護する対象は、国際条約に基づいて、労働者とともに、インターンや修習生、訓練生、求職者、就職志望者(就活生)、雇用が終了した人、ボランティアなど包括的な規定とすること。

2、全職員の調査、ハラスメントに対して迅速、簡易な実効性ある救済機関の設置を

- 1) 全職員に対してハラスメント実態調査を実施し、ハラスメント禁止の徹底を図ること。
- 2) 被害者がアクセスしやすく、迅速に調査・認定し、救済命令(行為の中止、被害者と加害者が接しない措置、被害者の雇用継続や現職復帰、加害者の謝罪と賠償など)を行う第三者(弁護士)を含めた体制をつくること。
- 3) マタニティハラスメント、パタニティハラスメントをなくし、育児・介護休業制度を利用しやすい職場にすること。
- 4) 教育、スポーツ、芸術・文化などあらゆる分野で対策を進めること。

九、教育の無償化をめざし、子どもの権利を保障する教育に

教育の主人公は子どもです。教育は、子どもの「人格の完成」をめざし、その尊厳を尊重しながら発達を支える営みです。教育は子どもの権利であり、教育の機会は平等に保障されるべきです。そして主権者として育っていく子どもたちがこの国の未来をつくります。これが憲法の求める教育の在り方です。

しかし、自民党政治のもとで、教育予算の水準は OECD 諸国で下から二番目（公教育費の対 GDP 比）OECD 平均の 7 割しかありません。その結果、世界に例のないような高学費を負担し、少子化の大きな原因となっています。社会問題となっている教員の長時間労働も、何よりも国が必要な教員数を配置していないためです。

さらに、「教育改革」と称して、「全国学力テスト」など政財界に都合のいい人材の育成のための政策を次々と押し付けてきました。型通りの、競争的で管理的な教育が広がり、学校が子どもにも教職員にも、居づらい場所になりつつあります。子どもの不登校と教員の精神性疾患による病休等が、この間にはペースで急増していることは偶然ではありません。このままでは学校はもちません。

自民党政策を転換し、子どもも教職員も保護者も希望が持てる教育へ、憲法と子どもの権利条約を生かして取り組むことが求められています。こうした教育政策は、子どもにとって大きなストレスです。不登校の急増はその表れではないでしょうか。この 5 年間で小中の不登校は 1372 人（2020 年）から 2685 人（2024 年）と 1.95 倍に急増しています。最近は小学校 1・2 年で急増しているのが特徴です。高校生を含めると 3351 人となります。

教職員の疲弊も深刻です。教職員定数を増やさずに多くの業務を行わせた結果、教員は一日平均 11 時間半という異常な長時間労働です。そのために「教員不足」も止まりません。

県立不来方高校 3 年生のバレーボール部員が自殺した事件（2018 年 7 月）について、2020 年 7 月に、「顧問教師の厳しい叱責が絶望や孤立を深め自殺の一因となった」とする第三者委員会による調査報告書が提出されました。しかし、顧問教師の免職処分は事件から 4 年近くが経過した 2022 年 6 月となりました。再発防止「岩手モデル」～TSUBASA モデル～が 12 回の策定委員会の協議で策定されましたが、外部委員 7 人中 5 人の委員が連名で「盛岡一高事件の検証を求める調査検証委員会の設置を求める要望書」を県教育長に提出する事態となりました。県議会への請願が採択され、盛岡一高事件の検証委員会が設置されることになりました。請願者の意向を踏まえ検証委員会が設置され検証が進むようにすべきです。「岩手（TSUBASA）モデル」の徹底に取り組むことが必要です。

「2024 年度児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果では、いじめの認知件数が小中高で 7572 件（前年度 7862 件、290 件減少）となっています。いじめに対する感度、認知が進んだ一方で、深刻な実態も明らかになっています。「重大事態」は 17 件と前年と同数となっていますが、第三者委員会でしっかり調査するべきです。

不登校は、全国的には小中で4万人増加し35万3970人と過去最多を更新しました。県内でも小学校は931人で5年間で2.61倍、中学校は1754人で1.72倍に増加しています。子どもたちが本来、楽しいはずの学校に行けなくなっていることは学校教育のゆがみの象徴というべきものです。子どもたちの人権を侵害する校則の見直しも急務の課題です。

高校再編問題では、12月県議会に「県立高等学校再編計画(修正案)」が示されました。この間の高校魅力化の取り組みと「いわて留学」の取り組みが評価され、地域に必要な小規模校の存続の方向性が示されたことは評価できるものです。地域の意見を踏まえて合意形成が進むように取り組むべきです。

1、教育費の無償化めざし子どもの権利を保障する教育に ★

- 1) 「高校教育と大学教育を段階的に無償にする」という国際人権規約(A規約13条2項b及びc)を批准したことを踏まえ、大学・短大・専門学校の学費を半額にするよう国に求めること。
- 2) 大学学費の値上げを中止させ、入学会ゼロを実現すること。
- 3) 奨学金の半額免除を実現すること。返済なしの給付制奨学金を多数の学生が受けられるよう拡充すること。
- 4) 私立高校の無償化を施設設備費などを対象にしてさらに拡充するとともに、公立高校も充実させること。
- 5) 給食費無償を国の責任で行い、給食の質も確保すること。教材費、制服代、修学旅行費など“隠れ教育費”を公費負担とし、義務教育の完全無償化を進めること。
- 6) 就学援助の拡充を一国庫負担を元に戻し、対象を生活保護基準の1.5倍まで広げ、支給額も増額するとともに、学校給食費の現物給付化、修学旅行費の概算払いなど利用しやすい制度にすること。

2、このままでは学校がもたない—教員の長時間労働の解消、教育の自由の保障を ★

- 1) 「教員残業代ゼロ制度」を直ちになくし、少なすぎる教員定数を増やすこと。義務教育手当や特別支援教育手当の削減はやめること。
- 2) 教員評価制度、トップダウンを強める職員会議の形骸化・主幹教諭や主務教諭の導入、官製研修の拡大を抜本的に改め、教育者としての自由を保障すること。

3、急増する不登校—子どもも保護者も安心できる対応を ★

- 1) 「学習活動」中心の国の不登校対策を改め、子どもの心の傷の理解、休息と回復の保障を中心に、子どもと親に寄りそう学校の対応を大切にすること。
- 2) 安心できる情報提供と相談、学校との関係の負担軽減、フリースクール費用の半減、「不登校休業制度」、親たちのつながりなど親への支援を厚くすること。
- 3) 校内別室・支援センター・不登校特例校の設置、フリースクールへの公的助成など子どもの居場所・学びの場を整備すること。

4、子どもが学校に通いたくなるような学校改革を—過度の競争と管理を是正すること ★

- 1) 授業を詰め込みすぎ、子どもにストレスを与えていたり“忙しすぎる学校”を、子どものペースにあつたものにするため、学習指導要領を抜本的に見直すよう求めること。

- 2) 市町村や学校を点数競争に巻き込む全国学力テストを中止すること。県版学力テストとなっている学習定着度調査も中止すること。
- 3) 「ゼロトレランス(寛容ゼロ)」や「学校スタンダード」など子どもを押さえつける過度の管理をやめること。子どもの人権や権利を侵害する「校則」は子ども中心に不断に見直しすること。
- 4) 35 人学級を中学校まで早急に実施するとともに、30 人以下学級をめざすこと。

5、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取り組みを徹底すること。

- 1) 県立不来方高校でのバレーボール部員の自殺事件後も、教師による体罰、セクハラ、不適切な言動による懲戒処分が後を絶ちません。体罰や暴言など暴力行為は児童生徒の人権を侵害するものであり、学校教育の場ではもとより、スポーツなど部活動の場でもあってはならないことを徹底すること。
- 2) 再発防止「岩手モデル」を各学校、教職員、児童・生徒に丁寧に徹底すること。県議会の請願採択を踏まえ、請願者の意向を尊重し、盛岡一高事件の第三者による検証を進めること。
- 3) 本来生徒の自主的自発的活動である部活動について、部活動加入を強制しないこと。部活動の地域移行(地域展開)については部活動の改善・手引きに立ち返って進めること。
- 4) 体罰・暴言の背景にある部活動における勝利至上主義を是正すること。生徒が主体となって楽しみ、自治能力が身につき競技力も向上する部活動に改善を図ること。
- 5) 週二日の休養日など、部活動の改善を示したガイドラインの実行については、スポーツ医科学の成果と全国の先進事例を学び、活かして取り組むこと。

6、深刻さを増すいじめ・不登校問題に、教職員、保護者、子ども一みんなの力で取り組むこと。

- 1) いじめ対策の基本として「いじめは人権侵害であり暴力だ」という認識で、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。
- 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。
 - ① いじめへの対応を絶対に後回ししない、「子どもの命最優先」の原則・安全配慮義務を明確にすること。そのためにいじめを認知できるように対策と研修を行うこと。
 - ② いじめの情報は、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。
 - ③ 子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。
 - ④ 被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。
 - ⑤ 被害者遺族の知る権利を尊重すること。
- 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。
 - ① 教員の多忙化の解消、30 人学級の実現、養護教諭、カウンセラー、ソーシャルワーカーの増員を図り、児童生徒一人一人に寄り添った取り組みが行われるように教育条件を整備すること。
 - ② 全ての学校で、すべての教職員が参加する規模と回数で、いじめ問題の研修を実施するなど、いじめの解決に取り組むこと。
 - ③ 教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。
- 4) いじめの重大事態については、第三者機関で調査、対応しその教訓を生かすようにすること。

7、新型コロナ感染・インフルエンザ感染の急拡大から子どもの健康と安全、ゆきとどいた教育を進めること。

- 1) 感染急拡大の状況を学校側は速やかに保護者に伝達し、マスク着用を推進するなど感染拡大の状況に対応した基本的な感染拡大の徹底を図ること。
- 2) すべて学校にスクールサポートスタッフを配置すること。

8、子どもの貧困問題に学校がプラットホームとしての役割を果たすこと。

- 1) 「岩手県子どもの生活実態調査報告書」を踏まえて、児童生徒の生活実態を把握し対応できる体制を確立すること。教職員、保健室、スクールソーシャルワーカーの配置と連携を強化すること。
- 2) 就学援助制度の周知徹底を図り、対象を生活保護基準の1.5倍に広げるとともに市町村間の格差を解消すること。対象費目の拡充を図ること。学校給食費の現物給付化、修学旅行費の概算払いを進めること。
- 3) 学校給食費、教材費の無償化実現を国に求めること。県として第3子以降の学校給食費の無償を実施すること。
- 4) 高校授業料の完全無償化を復活させること。
- 5) 給付制奨学金の拡充を求め、県としても創設すること。
- 6) ヤングケアラーの実態を把握し、福祉部門とも連携し支援を強化すること。

9、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。高断熱高気密で太陽光発電設置するなどZEB Ready以上の改築・改修を進めること。県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。

10、小学校5・6年生の英語科教育については、日本学術会議の提言を踏まえ、専任教員の確保と研修を大前提に、英語嫌いの生徒をつくれないようにすること。道徳の教科化については、憲法の立場に立った取り組みを基本に、押し付けにならないようにすること。

11、小中学校の統廃合計画については、子どもたちの成長・発達にとってどうなのか、その地域にとってどうなのかを基準にして判断すること。住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。

12、特別支援教育・障がい児教育の拡充をめざすこと。

- 1) 特別支援学校の「設置基準」の制定を踏まえ、教室不足数(31)の早期の解消を図ること。特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。男女共用トイレは直ちに解消すること。
- 2) 軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。
- 3) 「支援地域」の中心と位置づけられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型をめざし拡充すること。
- 4) 特別支援学級の定数の改善と教員増を実現すること。学級編成基準を現在の8人から6人に改善し学級編成を2学年以内で行うよう教員増を実現すること。県立みたけ支援学校高等部への通学バスを実現すること。一関清明支援学校での学校給食を実現すること。★

- 13、県として第3子以降の学校給食費の無償化を実施すること。中学校までの完全学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用、有機農産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)は見直すこと。
- 14、一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め再検討すること。学校給食を実施すること。
- 15、新たな県立高校再編計画の策定にあたっては、地域に必要な小規模校を存続し、高校魅力化、いわて留学の取り組みを強化すること。進学にも就職の希望にもこたえる地域に必要な高校を維持・充実させることを基本に進めること。生徒・地域住民、地元自治体の要望に誠実に対応すること。
- 16、県立高校の入試制度の改善にあたっては、生徒減少のなかで希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。
- 17、高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、県内就職率84.5%の目標を早期に達成すること。3年以内の離職率(47.6%)の改善をめざし、実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、地域の企業との連携を強化するとともに、憲法、労働法に基づく基本的な権利を身に着けるように徹底すること。
- 18、教員採用、管理職昇任制度について、公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止にしっかりと対応すること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。
- 19、ブロック塀や歩道の確保など、通学路の安全対策を総点検し、地域住民・関係機関と連携して通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。
- 20、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さず、「日の丸・君が代」の学校教育での押しつけは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること。
- 21、私学助成を拡充し、私立高校の私学就学支援金については実質無料化をめざすこと。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。
- 22、18歳選挙権の重要性を踏まえ、憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づいて積極的に主権者教育を進めること。

十、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること

国土交通省の「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」は、地方路線の廃止や地元負担増に向けたJRと関係自治体との「協議会」を国が主導して設置し、3年で結論を得るなどとする「提言」を22年7月に出しました。政府はこれを受けて「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正する法案」を成立させました。ローカル鉄道の赤字路線対策として「交通手段再構築」に関する方針の作成を協議する再構築協議会制度を創設します。「交通手段再構築」には、鉄道の廃止・バス等への転換が含まれていることは重大です。本県では、大船渡線、釜石線、北上線、八戸線、花輪線山田線の6路線10区間が対象となっています。

コロナ危機に便乗した鉄道・ローカル線の廃止と地元負担の押しつけは政治的にも道義的にも許されません。国鉄を分割民営化した検証こそ必要です。第一に、鉄道ローカル線は、地方再生への大切な基盤です。第二に、全国鉄道網は、脱炭素社会をめざすために失ってはならない共有財産です。新型コロナ禍で赤字となったとはいえ、この5年間で見るとJR東日本の黒字は9738億円、赤字は億円6954億円で、合計では2783億円の黒字です。さらに2兆3600億円の巨額の内部留保をため込んでいます。ローカル線を廃止する理由は全くありません。

大型公共事業を総点検し、不要不急、ムダと浪費の大型開発は見直すこと。住民の要望が強い生活にかかわる道路の整備は計画を立てて進めること。公共事業は学校の老朽校舎の耐震化、改築・改修や道路・橋梁の改修、特養ホームなど福祉施設の整備、県営住宅や下水道整備など福祉、生活密着型に転換し、地元中小企業への仕事を増やすべきです。

事前公表制度の見直しなど入札制度の改善を図るべきです。福島県の取り組みを参考に、地元業者発注比率を高めるようにすること。

ILC誘致は、日本が学術会議の提言を踏まえて進めること。

1、国とJR東日本による鉄道・ローカル線廃止を絶対に許さず、地方再生の基盤として活性化を図る三つの提案

- 1) JRを完全民営化から“国有民営”に改革すること—国が線路・駅などの鉄道インフラを保有・管理し、運行はJRが行う上下分離方式に転換を求める。
- 2) 全国鉄道網を維持する財政的な基盤を確保すること—公共交通基金を設立し、地方路線・バスなどの地方交通への支援を行うこと。財源は、ガソリン税をはじめ自動車関連税、航空関連税などの一部を充てるとともに、新幹線や大都市部などの利益の一部を地方公共交通の維持に還流させ、大都市と地方との大きな格差と不均衡を是正すること。
- 3) 鉄道の災害復旧制度をつくり、速やかに復旧できるようにすること。

2、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設・改修、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。

- 1) 国道46号「盛岡西バイパス」から矢巾町の岩手医大に続く国道4号盛岡南道路の整備を推進すること。
- 2) 国道343号新笛野田トンネルの早期事業化を図ること。
- 3) 国道340号押角トンネルの前後の道路整備を進めること。
- 4) 国道107号の法面の異状による道路の改修・復旧についてのトンネル化を着実に推進すること。
- 5) 三陸沿岸道路から東北自動車道へ接続する「北岩手・北三陸横断道路」の早期着工・整備に取り組むこと。

3、若者定住住宅の整備を進めること。空き家バンク・空き家リフォームの取り組みを進めること。

- 1) 若者定住住宅・子育て支援住宅の整備を促進すること。県営住宅の一部を若者向けの住宅に積極的に活用すること。
- 2) 空き家バンクの取り組みとともに空き家リフォーム助成を実施し積極的な活用を図ること。

4、県営住宅のリフォームを進め活用を図ること。県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること。駐車場のあり方(1世帯1台)を見直し整備すること。

5、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。

- 1) 公共事業の発注と入札にあたっては、地元業者への発注比率を高めるように改善を図ること。下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、予定価格の事前公表を見直すこと。請負企業の経営安定のため、失格基準価格の引き上げと最低制限価格を導入すること。
- 2) 制定された「公契約条例」(県が締結する契約に関する条例)に基づき、公共工事等に従事する労働者の適正な賃金(公共工事設計労務単価の8割以上)を確保するために「賃金条項」を明記し、労働条件の改善と地元中小企業への発注を優先すること。
- 3) 分離分割発注を進めるとともに、下請契約書(調書)の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。

6、テレビ共同受信施設の維持管理、老朽化に伴う施設改修費に対する支援を行うこと。

7、ILC(国際リニアコライダー)誘致の取り組みは、学術会議の提言を踏まえ、国の財政状況、学術会議での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて国民合意のもと進めること。地元自治体負担が大きくならないよう対策を求めるこ。

十一、原発の最大限活用新規建設という逆流を許さず、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと

東日本大震災津波から14年9ヶ月余が経過しましたが、東京電力福島第一原発事故は収束するどころか、放射能汚染水が増え続けています。政府は「第7次エネルギー基本計画」(2025年2月)で東京電力福島第一原発事故後に掲げてきた「原発依存度を低減させる」を削除し、原発の「最大限活用」と新たな原発建設を明記しました。事故の教訓を投げ捨て、再稼働や新規建設を求めてきた財界の要求を丸呑みにした露骨な原発回帰であり、言語道断です。11月21日には新潟県知事が東京電力柏崎刈羽原発の再稼働の容認を表明しました。新潟県民の6割の反対の声に背を向けるもので許されません。

政府は住民・漁民との約束を反故にして、汚染水の海洋放出を決めました。中国・香港等は日本からの水産物の輸入を規制し、福島県はもとより三陸沿岸漁業に重大な影響と打撃を与えています。汚染水の海洋放出の中止を求ること。女川原発、柏崎刈羽原発の再稼働に反対すること。

福島原発事故は、人類と原発は共存できないことを明らかにしました。県として「即時原発ゼロ」を政治決断し、国に対し原発から撤退する計画を策定するよう求めるべきです。原発からの撤退と同時に、再生可能エネルギーの本格的導入と、低エネルギー社会の実現に向けて全国に先駆けて取り組むべきです。

県が進める県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は、住民との「覚書」を無視するとともに、県内全体の4割に当たる3市5町のゴミを一極集中で処理しようとするものであり、ゴミの減量に逆行し、ごみ問題の解決に逆行するものです。プラスチック循環推進法を踏まえて、プラスチックごみの資源化とごみ減量に本格的に取り組み、ゴミの「焼却中心主義」「埋め立て中心主義」からの脱却をはかるべきです。ゴミの減量のためには、何よりも住民参加で、ゴミの多品目分別とリサイクルを徹底することが必要です。

永遠の化学物質と言われるPFASは体内などへの残留性が高く、国際的にも発がん性などの影響が指摘され、欧米等では厳しい規制が行われています。EUでは1万種類以上あるといわれるPFAS全体を規制する動きが出ています。一方、日本国内の規制は、PFASのうち、ストックホルム条約で製造・使用が禁止されているPFOSとPFOAなど3種類のみで対応の遅れが際立っています。PFAS等に関する国際的水準の基準値を早急に定め、緊急の汚染対策に取り組むことが必要です。

環境汚染の問題解決のために、①汚染者負担の原則、②予防原則、③住民参加、④徹底した情報公開一の視点で取り組むことが必要です。

県庁舎は議会棟を含め敷地内全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底して受動喫煙防止の対策を徹底すること。受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。

- 1、女川原発、柏崎刈羽原発の原発再稼働は中止し、老朽原発の運転期間延長と新規原発建設は行わないこと。原発ゼロをめざすこと。★
- 2、東京電力福島第一原発の汚染水の海洋放出に反対し中止を求める。汚染水の他の方法による処分の検討を求める。汚染水放出による被害・損害についての早期・全面的賠償を求める。
- 3、原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求める。プルサーマル計画の中止を求める。
- 4、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。
 - 1) 盛岡広域3市5町のごみを盛岡市1カ所に集中させる「ごみ処理広域化計画」は、ごみの減量・リサイクルの計画がなく、ごみの減量に逆行するとともに、何よりも焼却施設周辺の住民に大きな負荷と影響を与えるものです。地域住民との「覚書」を守り、分散型に見直すこと。焼却施設周辺の小学校における喘息罹患率が高い実態と原因について調査すること。
 - 2) プラスチック循環法に基づき、プラスチック類の分別回収を徹底し資源化を図ること。ごみの減量化に取り組み、「焼却中心主義」からの転換を図ること。
 - 3) 大型焼却炉の導入は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。すでに導入した自治体では過大な施設となり、ゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しをはかるとともに市町村に押しつけないこと。
 - 4) 小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。
 - 5) 新たな焼却施設の整備にあっては、地域住民との覚書等を守り、住民合意を大前提にして進めること。一関市の場合もこの立場を堅持して進めること。
- 5、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。
 - 1) ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取り組みを強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取り組みを抜本的に強化すること。
 - 2) ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。
- 6、青森県境の産廃不法投棄事件については、教訓を生かし再生可能エネルギーなど新たな活用を検討すること
 - 1) 全量撤去を踏まえて、教訓を生かした再生可能エネルギーなどの活用を検討すること。
 - 2) 専門家と協力し定期的な現地説明会を開催するなど教訓を生かす取り組みを行うこと。
 - 3) 産業廃棄物の不法投棄の根絶をめざし、産廃Gメンの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。
- 7、PM2.5の観測体制を抜本的に強化すること。焼却場周辺の観測も行うこと。盛岡市内で喘息罹患率が高い小学校の地域のPM2.5の調査・観測を実施すること。
- 8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。

- 1) 健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を、県立病院など県内の医療機関で実施できること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実をはかること。
- 2) 中皮腫による死者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚などの被害実態調査も行うこと。
- 3) アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うにあたっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立ち入り検査等必要な対策と体制を講じること。
- 4) 中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。
- 5) 県としてアスベスト検査体制を確立すること。

9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。

- 1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。
- 2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。
- 3) 雪石町の山林に埋設された2、4、5-T系除草剤(1971~72年に埋設、3940kg)の撤去、処理を早急に行うよう国に求めること。

10、PFAS等に関する国際的水準の基準値を早急に定め、規制を強化すること。県内一斉調査の実施など緊急のPFAS汚染対策に取り組むこと。

11、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動植物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買い上げや必要な補償などの対策も講じること。

12、大型開発・公共事業の乱開発、風力発電等を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。

13、県庁舎の敷地内全面禁煙を職員に徹底すること。議会棟の喫煙室は閉鎖・廃止すること。公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底めざし、受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。

十二、競馬組合の健全な運営に努めること。

330 億円の元金返済はほんの一部にとどまっており、誠意をもって返済に取り組むこと。地方自治体の財政に寄与するという原点に立ち返って、競馬組合の健全な運営に努めること。

- 1、地方財政に寄与するという存在意義を踏まえ、330 億円融資の元金返済に誠実に取り組むこと。
- 2、競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬組合管理者であった元知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。

十三、今こそ住民の命とくらしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを、個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めるこ。

新型コロナ感染症の急拡大と長期化、急激な物価高騰が追い打ちをかけるもとで、地方自治体が「住民福祉の機関」「住民自治の組織」として果たす役割はますます重要になっています。住民の命とくらし、地域経済を守る県政の役割の發揮が求められています。

ところが自公政権は、昨年の通常国会で地方自治法を改悪しました。「大規模な災害、感染症の蔓延その他その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生する恐れがある場合」に、閣議決定で、住民の生命・財産を守るために「必要がある」とすれば、国が自治体に指示を出し義務を課すことを可能にします。地方自治法改悪の撤回を求めるべきです。

コロナ禍に乗じて「行政のデジタル化」を地方自治体に押し付け、これを突破口に新自由主義の「地方行革」を一気に加速させようとしています。住民の暮らしに役立つデジタル化を否定するものではありませんが、今の「デジタル改革」は、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータ利活用を「成長戦略」に位置付けて企業に開放し、儲けのタネとしていくための「改革」です。これを企業の使い勝手がいいように統一標準化してしまおうというものです。法律では、全自治体の基幹業務システムを 2025 年度末までに移行することをめざしています。知事会、市長会、町村会など地方団体からは、行政事務に裁量の余地がなくなる懸念があり、地方の創意工夫を可能とする仕組みとすべき、自治体の負担とならないようにすべき、などの声が上がっています。

「行政のデジタル化」による統一標準化は、自治体の再編、「集約化」の動きを促進する役割も果たすものです。昨年 12 月 2 日に現行の健康保険証の新規発行が停止されました。しかし、県内のマイナ保険証の利用率は 34.46% (7 月、全国は 31.43%) にとどまっています。医療機関の約 7 割でトラブルが発生しています。マイナンバーカードの強制は国民の不安と不信を広げています。マイナ保険証を強行しようとする理由は、膨大な医療情報を大企業に利用させようとするものです。情報システムの専門家は「個人情報が漏洩するリスクが高い」と指摘しています。諸外国

にも例がない様々な情報を集約しようとするマイナンバーカードは危険そのものです。使い勝手がよく、国民皆保険制度の土台である従来の健康保険証を守ることは切実で重要な課題です。

財政危機の押し付けと「平成の大合併」の号令のもと、県内の市町村数は 58 から 33 に 4 割減となりました。合併した市町村では周辺地域の衰退や地域住民の声が届かないなどの問題が明らかになっています。平成の大合併の検証こそ実施すべきです。合併市町村が大幅な地方交付税の削減とならないよう特別の対策を求めるべきです。地方自治の変質と破壊をめざす「道州制」にはきっぱりと反対し、地方自治の拡充をめざすべきです。

- 1、国から地方自治体に指示を出して義務を課すことを可能とする地方自治法の改悪は撤回し、憲法が謳う「地方自治の本旨」に基づいて住民の総意と自主性を發揮して地域を発展させられるよう、国から自治体への支援を強めるよう求めること。
- 2、行政システムの標準化・統一化に対して、自治体の独自施策を維持・拡充できるものとすることを強く求めること。
- 3、マイナンバー制度の廃止を求め、「行政のデジタル化」を口実にした行政窓口の縮小や紙による手続きの廃止に反対し、対面窓口のサービス体制を充実し手続きを簡素化すること。
- 4、公共施設等総合管理計画に基づく統廃合・民間委託や、コンパクトシティ、「連携中枢都市圏構想」などの「地方行革」と地方再編の地方自治への押し付けに反対し、老朽化が課題となっている公共施設の維持・管理・更新への対策に必要な財源を保障するよう国に求めること。
- 5、県の公共施設等総合管理計画(案)については、単なる施設の廃止にとどまることなく住民サービスの改善を図るもとなるよう進めること。
- 6、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。
 - 1) 「平成の大合併」の検証を行い、住民の声が届く住民自治が貫ける市町村のあり方をめざすこと。
 - 2) 広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取り組みを進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。
 - 3) 合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。
- 7、「広域連携」「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。
 - 1) 地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求める。
 - 2) 行政サービスの縮小めざす「広域連携」「集約化」に反対し、地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。
- 8、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。
 - 1) 2019 年 1 月 28 日に発生した盛岡東署員自死事件は上司のパワハラがその一因と認めながら本部長注意処分という懲戒処分にもならない甘い対応をしました。しかし、その後遺族の訴えで公務災害に認定され、損害賠償請求を受けて、昨年 12 月県議会で 8310 万円の支払いを議決したものです。その後県警は退職した元上司に対し求償権の請求を行いました。この間の県警の対応を検証して対応の問題点と責任、教訓を明らかにすること。★
 - 2) パワハラ・セクハラ、酒気帯び運転など警察の不祥事の根絶をめざし厳しく処分すること。岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑の捜査もみ消しと警察幹部の天下りなど関係機関との癒着を正すこと。

- 3) 取り調べの録音・録画を徹底すること。
- 4) 犯罪の防止・摘発、オレオレ詐欺 DV・性暴力など県民の安全を守る警察の取り組みを強化すること。
- 5) 交通事故から県民の命と安全を守るために、交通事故等の多い交差点や道路の交通安全施設の整備を強化すること。★
- 6) 東日本大震災津波の行方不明者の捜索活動を、湾内を含め引き続き強化すること。所在不明の遺骨の返還の取り組みを進めること。
- 7) 捜査報償費の検証を行うこと。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。

9、犯罪被害者支援条例の制定を踏まえ、取り組みの具体化を図ること。市町村での条例制定を支援すること。

10、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。

- 1) 指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、県有施設の管理運営のあり方を根本的に見直すこと。
- 2) 制定した公契約条例「県が締結する契約に関する条例」の立場に立って、適正な賃金・労働条件の確保ができるよう抜本的な見直しを行うこと。県の事業で非正規労働者の増加やワーキングプアを生まないように賃金は時給 1500 円をめざすなど具体的な対応を行うこと。
- 3) 指定にあたっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的な対策を講じること。実態が不十分で無理な指定管理については直営に戻すなどの改善を図ること。
- 4) 県立図書館については、日本図書館協会が「公立図書館は指定管理にすべきではない」との見解を繰り返し明らかにしており、指定管理の是非を含めて根本的に見直しをすべきです。

11、知る権利の保障、原則公開の立場で「公文書管理条例」の制定を

- 1) 「県の情報は県民の財産」であることを明記した県の「公文書管理条例」に基づき、公文書の積極的活用を進めること。県公文書館の整備を行うこと。
- 2) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。
- 3) 必要な情報を積極的に公開し、県政への住民参加を広げるよう取り組むこと。
- 4) 各種審議会の委員はできるだけ兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用をはかること。

12、地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにすること。

13、県の広域振興局のあり方については、この間の取り組みを検証し市町村の意見と要望、県職員の声と総意を大事にして検討すること。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取り組みが円滑に進められるようにすること。

14、県職員の超過勤務の改善を図り、サービス残業を根絶すること。労働時間の把握をタイムカードやパソコン等で厳格に、客観的に把握すること。正規職員の増員を図ること。会計年度任用職員の賃金を時給1500円以上にするなど待遇改善を図ること。

15、仕事と不妊治療の両立支援のため、有給の「不妊治療休暇」(出生サポート休暇)を創設し、県内市町村及び事業所にも広げること。

十四、女性と青年の声が生かされる県政を

「男女共同参画推進条例」に基づき、雇用・就職の場での男女差別の解消など女性が働き続けられる実効性のある対策を強化する必要があります。夫婦間暴力—いわゆるDV防止法に基づく実効ある対策を強化すべきです。女性と青年の声が生かされる県政を進めることは、活力ある県政を推進する上でも、重要な課題です。

低賃金や雇用破壊、長時間労働、蔓延するブラック企業ブラックバイトなど、若い世代はその矛盾を深刻に受けています。「働くなら正社員があたり前」の政治と社会の実現に取り組むべきです。不登校や青年の引きこもりへの抜本的対策、世界一高い大学の授業料など学費負担を軽減し、給付制奨学金制度の創設と拡充が必要です。

1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。

- 1) 男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など、働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。
- 2) 妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。
- 3) 所得税法 56 条の廃止など自営業・農業女性の労働を正当に評価し、支援すること。
- 4) 隠れ待機児童を含め待機児童を解消する認可保育所の増設・確保に取り組み、育児・介護休業制度の拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会をめざすこと。
- 5) 夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室の機能と体制の強化をはかり、一時保護施設の整備など、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。
- 6) 選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差別廃止など早急に民法の改正を求めるこ。
- 7) ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を拡充すること。生活保護基準以下の世帯には生活保護受給を進めること。
- 8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会には 3 割以上の女性の参画を、青年の登用も推進すること。

2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。

- 1) 若者を使い捨てにするブラック企業・ブラックバイトの実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求めるこ。最低賃金を直ちに時給 1500 円に、さらに 1700 円をめざし、全国一律の制度にして若者が普通に暮らせる社会に。青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援を強化し、とりわけ県内就職率 84.5% の目標を早期に達成すること。
- 2) 高校の授業料無償化を復活させること。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこ。県立大学の授業料の値上げは行わず、授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を拡充すること。
- 3) 青年の定住をめざし、若者が入居できる県営住宅の活用、若者定住住宅の整備を進め、空き家活用とリフォーム助成、家賃補助などの対策を進めること。
- 4) 青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、居場所の設置、就労支援などの取り組みを強化すること。就労を目的にすることなくNPOや民間団体の取り組みを支援し、多様な段階的支援を強化すること。
- 5) 18 歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子どもの権利条約に基づく主権者教育を進めること。

十五、憲法・平和くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。花巻空港の特定利用空港の指定を許さず、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を ★

高市首相は10月24日の所信表明演説で、「防衛費のGDP比2%を今年度中に前倒しで達成する」「安保3文書は見直す」と表明し、直後の日米首脳会談で米側に「大軍拡推進」を約束しました。臨時国会に提出された補正予算に年間11兆円に及ぶ防衛費関連経費が盛り込まれました。アメリカいなりに大軍拡に暴走し、「戦争する国づくり」を進める姿が浮き彫りになりました。

高市首相は、11月7日の衆院予算委員会の答弁で、「台灣有事は存立危機事態にあたる」と発言し、集団的自衛権の行使で先制攻撃ができると重大な発言を行い、中国の強い反発を招き、重大な国際問題に発展しています。外交的常識を欠いた発言は撤回すべきです。

5年間で43兆円の軍事費拡大を前倒しで達成すれば、さらなる大軍拡に突き進むことになります。憲法を破壊し、「軍事対軍事」「集団的自衛権の行使と一体」で戦争への危険を強め、平和の破壊でもあります。国民に大増税と社会保障の削減を強いる暮らしの破壊でもあります。戦後最悪の「戦争国家づくり」を進めるものです。軍事費2倍化を超える大軍拡大増税に反対すること。

2024年10月の総選挙で、改憲派が衆議院で3分の2を割る結果となったことは重要です。憲法9条の改悪に反対する国民の多数派を形成することは、引き続き日本の進路にかかる緊急で重要な課題となっています。

日本被団協が昨年ノーベル平和賞を受賞しました。核兵器の非人道性と、核兵器は二度と使われてはならないことを世界に訴え、約80年間にわたり戦争での核兵器使用を許してこなかったことが受賞の理由です。2021年1月22日、核兵器禁止条約が発効されました。画期的な出来事です。2025年9月末現在、批准国は74か国、署名は95か国となっています。2022年6月には核兵器禁止条約の第1回締約国会議が開催されました。2023年11月に開催された第2回締約国会議には94か国が参加し、署名国以外にもドイツやオーストラリアなどオブザーバー35か国が参加しています。2025年3月には第3回締約国会議が開催されました。被爆国である日本政府も参加し、核兵器禁止条約の署名・批准を行うべきです。

今年の7月24日、米軍のオスプレイが花巻空港に緊急着陸しました。このオスプレイは同月18日に大館能代空港に緊急着陸したものと同機でした。緊急着陸の原因はいまだに明らかにされず、県土上空での低空飛行訓練を続けています。今年5月30日に、国からいわて花巻空港を「特定利用空港」に指定したい旨の説明が県にありました。「特定利用空港・港湾」とは、安保3文書で明記されたもので、「平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため」とするものです。「戦争する国づくり」へ、平素から自衛隊・米軍の訓練等に利用しようとするものです。いわて花巻空港の軍事利用に反対し、沖縄県とも連携して対応するよう強く求めます。

- 1、高市政権が進める GDP 比 2%を超える異常な大軍拡に反対すること。高市首相の「台湾有事」発言の撤回を求めること。★
- 2、憲法 9 条に基づく外交で戦争の心配のない東アジアの実現をめざすこと。中国との関係では、2008 年の日中首脳会談での共同声明「お互いに協力のパートナーであり、お互いに脅威とならない」という合意、原則を日中双方が堅持することが重要です。
- 3、憲法違反の戦争法(安保法制)の廃止を求める。戦争法に基づく米艦防護や米艦への給油活動の中止を求める。中東への自衛隊の海外派兵の中止を求める。
- 4、沖縄県民の審判を無視する、辺野古への米軍新基地建設に反対すること。
- 5、構造的欠陥が明らかになった米軍機オスプレイの緊急着陸の原因を明らかにし、低空飛行訓練の中止を求める。オスプレイや F16 戦闘機が参加する日米共同訓練の中止を求める。
- 6、いわて花巻空港の軍事利用と基地化となる「特定利用空港」の指定は認めないこと。★
- 7、人権と個人情報保護に反する自衛隊への青年の名簿等の提供は中止すること。海外派兵を進めている自衛隊への高校生の入隊・就職については慎重に対応すること。
- 8、全国知事会が提言し、岩手県議会も意見書を採択している「日米地位協定の見直し」を国に強く求める。
- 9、「核兵器廃絶平和宣言」(1998 年 6 月県議会)に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。
- 10、侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取り組むこと。戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法 9 条をはじめとした憲法の意義と内容を学び、啓蒙する取り組みを行うこと。
- 11、憲法を敵視し、侵略戦争を美化する「歴史教科書」など、侵略戦争を美化する動きを、芽のうちに摘み取る草の根の取り組みを広げること。

以上